

# 辰野町こども計画

令和8年度 ▶ 令和11年度



辰野町

令和8年3月

# はじめに

辰野町には、天竜川の豊かな流れと、初夏にはホタルが舞う美しい自然環境があり、このかけがえのない地域で育つ“こども”たちは、私たち辰野町の宝であり、次代の希望（ひかり）そのものです。

昨今、社会は急激に変化しています。少子化や核家族化が進み、子育てを取り巻く環境も多様化・複雑化しています。しかし、いつの時代も変わらないのは、「こどもたちが健やかに育ち、夢と希望を持てる未来を創る」という私たちの使命です。

辰野町では、これまでも「子育てしやすい環境づくり」に力を注いできました。本計画は、これまでの取り組みを礎としつつ、すべてのこどもたちが等しくその権利を尊重され、自分らしく成長できる社会を実現するために策定いたしました。

本計画が目指すものは、「想いが尊重され、最善の利益が考慮され、安心して暮らし、こども一人ひとりが大切に育まれるまち」です。

こどもたちには、失敗を恐れず、好奇心を持って新しいことに挑戦する力を養ってほしいと願っています。そのために、学校教育の充実、放課後の居場所づくり、スポーツや芸術に親しむ機会の提供など、多角的な支援を展開してまいります。

また、保護者の皆様が孤立せず、安心して子育てができるよう、妊娠期からの切れ目ない支援をおこない、相談体制の強化や地域ネットワークの構築にも一層注力いたします。

まちづくりは「人づくり」です。こどもたちが「辰野町で育ってよかった」「辰野町でずっと暮らしたい」「また辰野町に帰ってきたい」と思えるような、温かく、そして活気に満ちたコミュニティを、私たちすべての大人が築いていくことが必要と考えております。

本計画の策定にあたり、専門的な見地から熱心なご審議をいただきました『辰野町子ども・子育て会議』の委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見を寄せていただきました町民の皆さまに、心から感謝申し上げます。

結びに、本計画の推進には、町民の皆さまや関係機関の皆さまのより一層のご理解とご協力が不可欠です。

こどもたちの未来のために、今、私たちができること。その一步を、日本のど真ん中「辰野町」から共に踏み出していきます。

令和8年（2026年）3月

辰野町長 武居 保男





## 辰野町で暮らす大人みんなで「子どもの権利」を守ります

子どもは、大人と同じひとりの個人として尊重されるべき権利を有しています。私たち辰野町で暮らす大人は、子どもの持つ権利を大切に考え、日々の行動や意識を高めることを目指します。

子どもの権利は、日本国も批准している「子どもの権利条約」にて定められ、18歳未満の子どもが持つ4つの権利（生きる、育つ、参加する、守られる）が柱となっています。辰野町で暮らすすべての大人は、子どもと関わる際の共通認識として、6つの姿勢を大切にします。

### 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の概要

▶ 4つの原則をもとに、子どもが持つ4つの権利の擁護を遵守する

- ①差別のないこと
- ②命を守られ成長できること
- ③子どもにとって最もよいこと
- ④意見を表明し参加できること

- ①生きる権利
- ②育つ権利
- ③参加する権利
- ④守られる権利

### 辰野町に暮らす全ての大人の6つの姿勢

#### ① 子どもの最善の利益を最優先する

子どもに関わる何かを行うときは、「子どもにとって何が一番幸せか（最善の利益）」を、大人が真っ先に考え、行動を優先します。

#### ② 個人としての尊重

全ての子ども一人ひとりを、一人の人間として大切にします。生まれ育った環境や心身の状況によって差別されることなく、誰もが自分らしくいられるよう行動します。

#### ③ 健やかな育ちの保障

子どもが愛情を持って守られ、適切な生活環境の中で健やかに育つ権利を保障します。また、どの子ども等しく教育を受け、自らの可能性を広げられる機会を整えます。

#### ④ 地域で支え合う

家庭での養育が困難な状況にある子どもに対しても、誰一人取り残されることがないように、地域全体で温かく見守り、安心して過ごせる養育環境を確保します。

#### ⑤ 声を聴く

子どもの年齢や成長に応じて、自分に関わることについて自由に意見を言える環境を整えます。その声を真摯に受け止め、地域の活動などへ主体的に関われるよう支えます。

#### ⑥ 子育てに夢を持ち、喜び合う

大人が子育てに夢を持ち、子どもの成長を地域全体の喜びとして実感できる社会を築きます。世代を超えて学び合い、誰もが生き生きと暮らせる環境を共に創り出します。

# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1.	計画策定の背景及び趣旨 .....	2
(1)	計画策定の背景 ～国の子ども・子育て、こども政策の動向 .....	2
(2)	市町村こども計画の位置づけ .....	3
(3)	辰野町の計画策定の方針 .....	3
2.	計画の性格と位置づけ .....	4
(1)	国が規定する市町村こども計画の根拠法 .....	4
(2)	辰野町における他計画との関係 .....	5
3.	計画の対象 .....	6
4.	計画の期間 .....	6
5.	計画策定の進め方 .....	7
(1)	辰野町子ども・子育て会議による審議 .....	7
(2)	各種調査の実施 .....	7
(3)	町民の意見の反映 .....	8
<b>第2章</b>	<b>子ども・若者・子育て家庭を取り巻く環境</b> .....	<b>9</b>
1.	子ども・子育て家庭全般を取り巻く環境 .....	10
(1)	人口・世帯 .....	10
(2)	子育て家庭の状況 .....	11
(3)	教育・保育のサービス利用状況 .....	13
2.	困難を抱える子ども・子育て家庭の状況 .....	14
(1)	ひとり親家庭・児童扶養手当受給世帯の状況 .....	14
(2)	経済的に困窮している家庭の状況 .....	14
(3)	子どもの権利 .....	16
3.	子ども・若者の状況 .....	17
4.	子ども・若者・子育て家庭を取り巻く現状のまとめ .....	18
<b>第3章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b> .....	<b>19</b>
1.	基本理念と基本目標 .....	19
2.	施策体系 .....	20

<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>21</b>
<b>基本目標1 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える</b> .....	<b>22</b>
主要施策 1-1 誕生前から乳幼児期までの支援(概ね0歳から就学前まで) .....	23
主要施策 1-2 学童期から思春期までの支援(概ね小・中学生、一部高校生) .....	26
主要施策 1-3 青年期以降の自立と自己実現の支援(概ね中学校卒業以降) .....	28
<b>基本目標2 困難を抱える子ども・若者・子育て家庭を支える</b> .....	<b>30</b>
主要施策 2-1 困難を抱える子ども・若者、家庭への支援 .....	31
<b>基本目標3 子ども・若者の安心を地域全体で支える</b> .....	<b>35</b>
主要施策 3-1 子どもの権利の浸透 .....	36
主要施策 3-2 地域で子ども・若者の成長を支える .....	38
主要施策 3-3 安全・安心に子育てができる環境づくり .....	40
<b>第5章 子ども・子育て支援事業の確保方策</b> .....	<b>43</b>
1. 子ども・子育て支援事業の全体像 .....	44
2. 教育・保育提供区域の設定 .....	45
3. 教育・保育の認定 .....	45
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策 .....	46
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	47
<b>第6章 資料編</b> .....	<b>57</b>
1. 本計画に係る全事業の一覧 .....	58
2. 計画の策定経過 .....	63
3. 辰野町子ども・子育て会議 委員名簿 .....	64
4. 子ども・子育て会議規約 .....	65

---



## 第1章 計画の概要

# 1. 計画策定の背景及び趣旨

---

## (1) 計画策定の背景 ～国の子ども・子育て、こども政策の動向

我が国では、少子高齢化が着実に進行し、従来の社会システムの維持が難しくなりつつあります。国は、全国の合計特殊出生率<sup>1</sup>が統計上最低の値となった 1.57 ショック（平成元年）を契機に、子どもを産み育てやすい環境をつくるための政策を強化してきました。平成 15 年には次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図る「次世代育成支援対策推進法」を、平成 24 年には全国的な子育て支援の質・量の不足の解消を図る「子ども・子育て支援法」等の子育て関連 3 法を制定しました。

また、平成 22 年には子ども・若者が自立した個人としての自己の確立を図る「子供・若者育成支援推進大綱」（子ども・若者育成支援推進法を根拠法とする）、令和元年には子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備を図る「子供の貧困対策に関する大綱」（子どもの貧困対策の推進に関する法律を根拠法とする）が策定されました。

このように様々な法律・制度の整備と取組を行ってきましたが、少子化の流れは止まらず、令和 2 年には「少子化社会対策基本法」に基づく新たな「少子化社会対策大綱」、令和 5 年には「こどもまんなか社会」の実現に向けた包括的基本法である「こども基本法」が施行され、上記 3 大綱を引き継ぎ、こども施策の基本的な方針等を示す「こども大綱」が策定されました。

「こども基本法」及び「こども大綱」では、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）<sup>2</sup>の精神にのっとり、すべての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活をおくることができる社会を目指すという政府の方針が示され、こども施策に関する基本方針・重点事項等を定める「市町村こども計画」の策定が努力義務化されました。

---

<sup>1</sup> 合計特殊出生率：1人の女性が一生の間に産む見込みの子ども数の平均を示す指標。一般に、この数値が2を下回ると人口減少が進行するとされる。

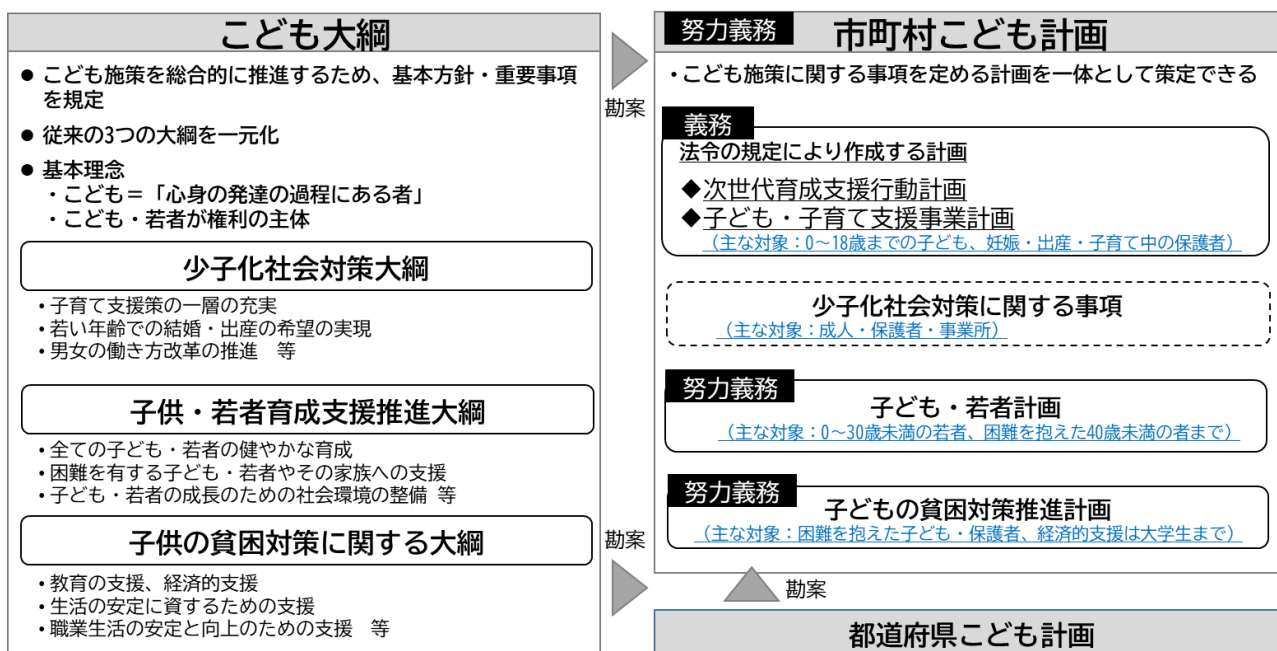
<sup>2</sup> 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）：子どもを「権利を持つひとりの人間」として尊重し、その権利を社会全体で守ることを定めた国際条約のこと。

## (2) 市町村こども計画の位置づけ

「市町村こども計画」と「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」との関係は、図表 1 のようになります。

「市町村こども計画」は、こども大綱を勘案して策定する努力義務の計画で、義務となっている「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」に加えて、「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策推進計画」等、こども支援に関する計画を一体として策定できるとされています。一体的に策定することで、こども施策を住民が見た際にもわかりやすくなり、関連施策についても、関連部署が連携しやすくなるのが狙いです。

図表 1 市町村のこども計画の位置づけ



## (3) 辰野町の計画策定の方針

辰野町（以下、「本町」という）では、平成 17 年に「辰野町次世代育成支援対策辰野町行動計画」を、平成 27 年に同計画と幼児期の教育・保育・地域の子育て支援の需給計画を統合した「辰野町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、以降改定を繰り返しながら、一人の子どもが生まれ成長する過程の総合的な支援、幼児期の教育・保育の提供や地域子育て支援事業の提供体制の整備等を図ってきました。

国の「こども大綱」を受け、すべての子ども・若者がウェルビーイング<sup>3</sup>でいられる町を目指し、上記2計画に加え、「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策推進計画」を包含した「辰野町こども計画」（以下、「本計画」）を策定します。これらは、総合計画等の関連計画と調和を図りながら、従来の「子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画含む）」に加え、子ども・若者施策、子どもの貧困施策を新たに体系化して策定するものです。

<sup>3</sup> ウェルビーイング：身体的、精神的ならびに社会的に良好な状態にあること。単に病気ではないというだけでなく、個人の権利や自己実現が保障され、人生の充実感や幸福感を得られている状態を指す。

## 2. 計画の性格と位置づけ

### (1) 国が規定する市町村子ども計画の根拠法

「子ども計画」及び「こども計画」に含める「子ども・子育て支援事業計画」「母子保健計画」「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策推進計画」の根拠法は図表 2～図表 4のとおりです。

図表 2 子ども計画の根拠法と記載事項

根拠法	こども基本法
目的	こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための理念と取組の方向性を示す
主な対象	心身の発達の過程にある人を「こども」とする（年齢で必要なサポートが途切れないようにするため、支援が必要な 39 歳以下の「若者」を含む）
記載事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地方公共団体は、こども施策に関し、こどもの状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する</li> <li>2. こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、こども施策に関する計画を定めることに務める</li> <li>3. 以下の計画と一体的に策定することができる <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者育成支援推進法に規定する「子ども・若者計画」</li> <li>・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に規定する「市町村計画」</li> <li>・次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」等</li> </ul> </li> <li>4. こども施策を策定・実施・評価するにあたり、こども又はこどもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる</li> </ol>

図表 3 子ども・子育て支援事業計画と母子保健計画の根拠法と記載事項

	子ども・子育て支援事業計画	母子保健計画
根拠法	子ども・子育て支援法	母子保健法
目的	幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を定める	地域の母子の健康と生活環境の向上を図る体制を確立し、母子保健施策を総合的かつ効果的に推進する
記載事項	<p>《基本的記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 教育・保育提供区域の設定</li> <li>● 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期</li> <li>● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期</li> <li>● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容</li> </ul> <p>《任意記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保</li> <li>● 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携</li> <li>● 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携</li> </ul>	<p>《基本的記載事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊婦・産婦の健康増進</li> <li>● 産後の健康管理支援</li> <li>● 新生児・乳児の健康支援（予防接種・歯科保健・栄養・生活習慣の支援等）</li> <li>● 養育支援訪問・児童虐待予防との連携</li> </ul>

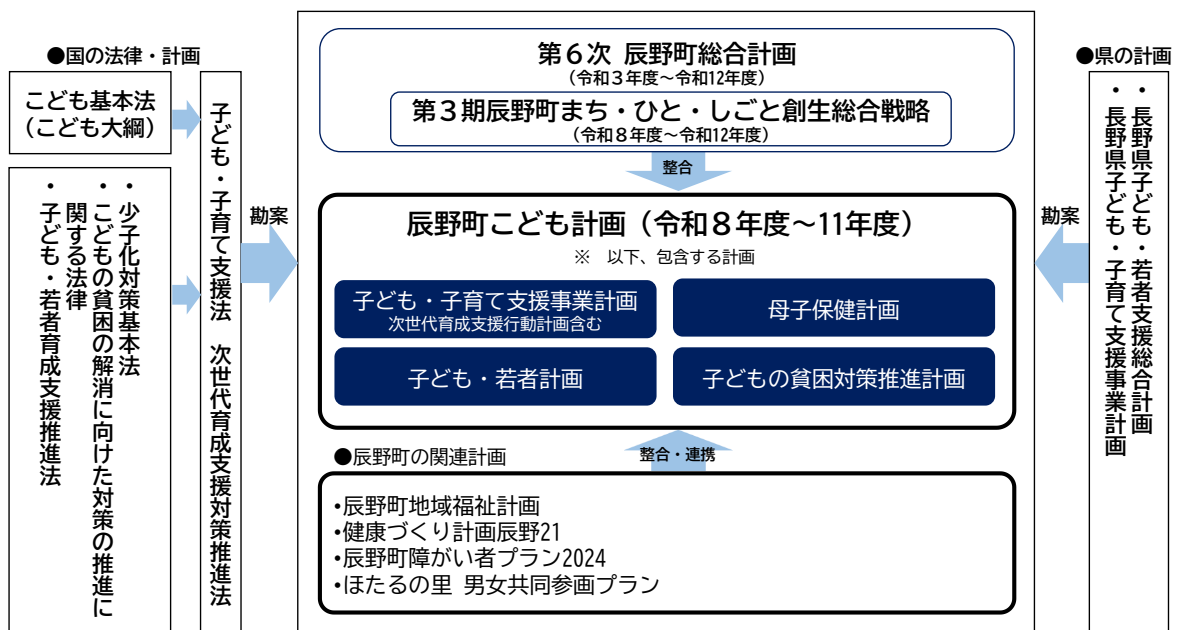
図表 4 子ども・若者計画、子どもの貧困対策推進計画の根拠法と記載事項

計画名	子ども・若者計画	子どもの貧困対策推進計画
根拠法	子ども・若者育成支援推進法	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
目的	すべての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を構築すること	すべてのこどもが前向きな気持ちで夢や希望をもつことのできる社会を構築すること
趣旨	子ども・若者が自身の不安・悩みや身の回りのトラブル等について、発達段階に応じて、主体的に他者に相談し、支援を求めることができる体制を整備する	子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての子ども・若者の健やかな育成（自然・文化・ICT 体験環境の充実、少人数学級、健康・安全教育、消費者教育 等）</li> <li>●困窮を有する子ども・若者やその家族の支援（孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困対策、複合的課題への支援 等）</li> <li>●創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援（持続可能な開発のための教育、教科等横断的な学習、地域貢献活動の促進 等）</li> <li>●子ども・若者の成長のための社会環境の整備（多様な居場所づくり、地域と学校との協働、ネット利用の適正化、働き方改革 等）</li> <li>●子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援（企業等の参画促進、教師の資質能力の向上 等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育の支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼児教育・保育の無償化・地域に開かれたこどもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築・大学等進学に対する教育機会の提供</li> <li>・ 特に配慮を有する子どもへの支援</li> <li>・ 地域における学習支援 等</li> </ul> </li> <li>●生活の安定に資するための支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親の妊娠出産期、子どもの乳幼児期における支援</li> <li>・ 保護者の生活支援</li> <li>・ 子どもの生活支援、就労支援、住宅に関する支援</li> <li>・ 児童養護施設退所者等への支援 等</li> </ul> </li> <li>●保護者に対する職業生活の安定                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業生活の安定と向上のための支援</li> <li>・ ひとり親に対する就労支援 等</li> </ul> </li> <li>●経済的支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種手当の支給、教育費負担の軽減 等</li> </ul> </li> </ul>

## (2) 辰野町における他計画との関係

計画の策定にあたっては、こども大綱、各根拠法及び長野県の子ども関連計画を勘案し、上位計画である本町の「総合計画」、個別計画である保健・福祉関連の計画等とも整合を図ります。

図表 5 辰野町における他計画との関係



### 3. 計画の対象

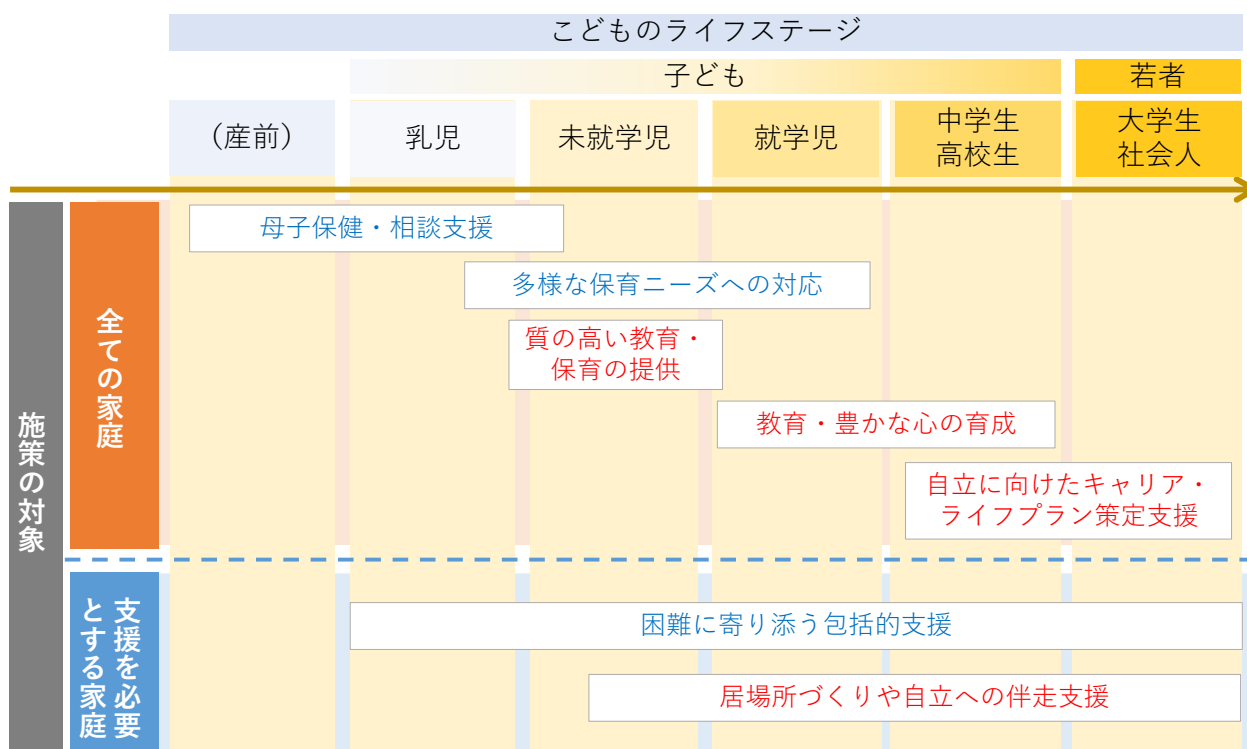
本計画の対象は、「こども」及びその「保護者」とします。「こども」とは、こども基本法の定義に則り「心身の発達の過程にある者」とします。また、本計画において、「こども」は年齢や状況に応じて「子ども」「若者」と呼び、それぞれ以下の意味で用います。

図表 6 本計画の対象となる住民

区分		年齢
こども	子ども	18歳未満
	若者	18～40歳未満
こどもの保護者		—

また、こどもや保護者の置かれている状況により、多様な施策の遂行が求められます。本計画においては、図表 7に示すように、こどものライフステージに応じながら、施策を推進します。

図表 7 本計画における主な施策の対象範囲



青字は主に保護者向け、赤字は主にこども向け

### 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和11年度までを計画期間とする「第3期辰野町子ども・子育て支援計画」に合わせ、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて、計画期間中に計画の見直しを検討します。

## 5. 計画策定の進め方

### (1) 辰野町子ども・子育て会議による審議

教育・保育関係者、子育て支援関係団体、学識経験者、有識者等で構成された子ども・子育て会議を設置し、本町の子ども・若者に関する課題等を踏まえながら、本計画に記載する内容を審議します。

### (2) 各種調査の実施

#### ①子ども・子育て支援に関する調査（保護者向け）

令和6年8月20日～9月17日にかけて、0歳から小学校までの子どもを持つ保護者を対象に、子育て意識や就労状況、幼児期の教育・保育及び子育て支援事業の利用についての意向等についてアンケートを実施しました。

図表 8 子ども・子育て支援に関する調査の配布数・回収数・回収率

	未就学児童保護者	就学児童保護者
配布数	390 件	765 件
有効回収数	184 件	347 件
有効回収率	47.2%	45.4%

#### ②こどもの生活状況調査（保護者・子ども向け）

令和7年7月20日～8月11日にかけて、小学生から高校生の子どもの持つ保護者と子ども本人を対象に、貧困等の困難がもたらす生活状況・心理状態や、子ども本人の将来の意向等についてアンケートを実施しました。

図表 9 こどもの生活状況調査の配布数・回収数・回収率

	保護者*	小学5年生	中学2年生	16-17歳 (高校2年生相当)
配布数	615 件*	145 件 (全数)	160 件 (全数)	180 件 (全数)
有効回収数	209 件	114 件	121 件	48 件
有効回収率	34.0%*	78.6%	75.6%	26.7%

\*小学1年生、小学5年生、中学2年生、16-17歳の子どもの保護者。同一世帯に複数の調査票が渡る世帯があることから、保護者調査の配布数及び有効回収率は延べ数となることに留意が必要

#### ③総合計画策定に係る町民意識調査（18歳以上向け）

令和7年2月7日～28日にかけて、第6次辰野町総合計画 後期基本計画策定にかかる住民意識調査として、就労や結婚に関する意向等についてアンケートを実施しました。総合計画策定を目的としながらも、こども計画に展開できる項目について分析に活用しました。

図表 10 第6次辰野町総合計画 後期基本計画にかかる調査の配布数・回収数・回収率

	18歳以上の町民
配布数	1,000 件
有効回収数	442 件
有効回収率	44.2%

#### ④基礎調査

子ども・若者に関する人口・世帯の状況、就労状況、生活保護やひとり親世帯の状況、相談支援の状況等を統計データ等で把握することで、本町の課題を分析する資料としました。

#### ⑤辰野町の子ども・若者施策の振り返りと課題抽出

これまで、本町として実施してきたこども・若者施策を振り返り、本計画の理念を達成するために必要な課題を抽出し、施策体系や実施する事業の検討資料としました。

### (3) 町民の意見の反映

令和8年2月に、本計画案に対して広く町民からの意見等を募集するパブリックコメントを行い、計画書の精緻化を行いました。

## 第2章 子ども・若者・子育て家庭を取り巻く環境

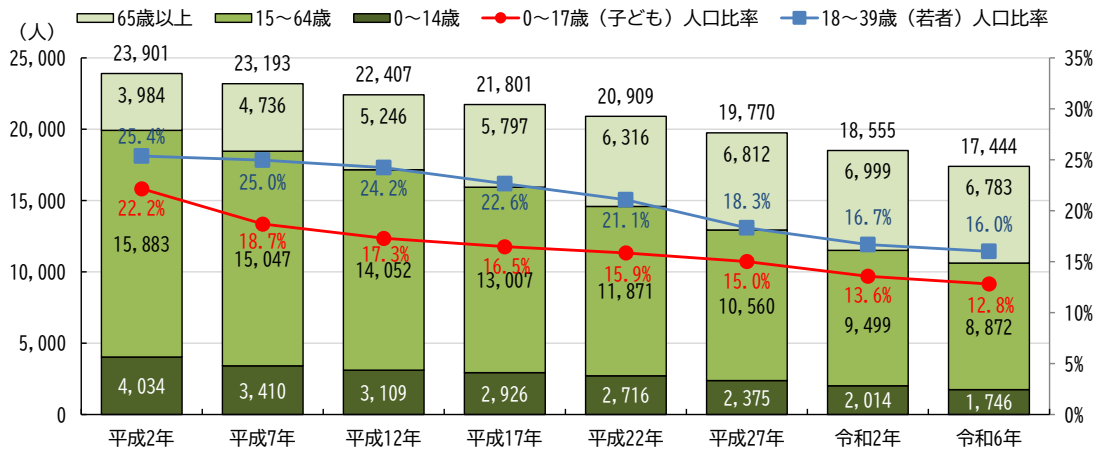
# 1. 子ども・子育て家庭全般を取り巻く環境

## (1) 人口・世帯

### ① 人口の推移

本町の人口は減少傾向にあります。子ども・若者についても、平成2年から令和6年にかけて0～17歳の人口比率は約10ポイント、18～39歳の人口比率は約9ポイント減少しました（図表11）。

図表 11 年齢3区分別人口と子ども・若者人口の割合の推移

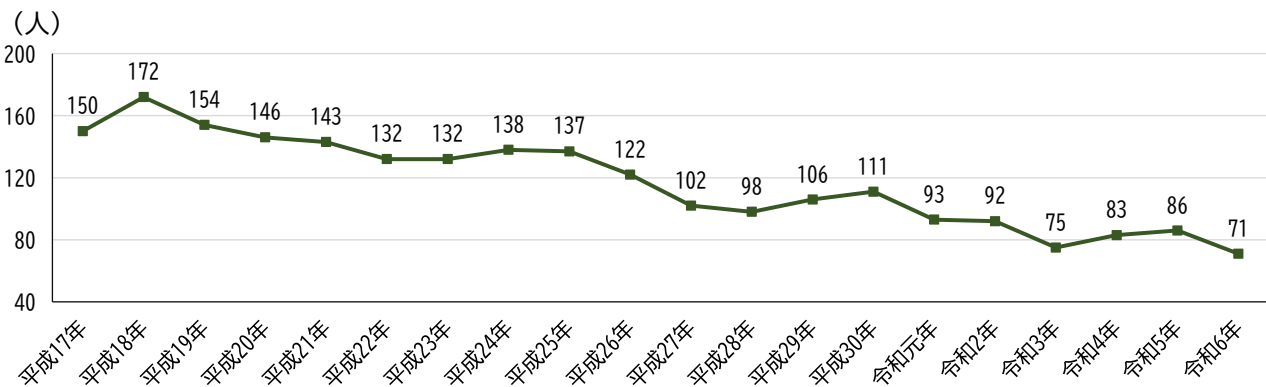


出典：平成2年～令和2年は総務省「国勢調査」、令和6年は長野県「毎月人口異動調査」（各年10月1日）

### ② 出生の動向

本町の出生数は低下傾向にあり、令和6年は71人となっています（図表12）。合計特殊出生率も低下傾向にあり、平成25～29年以降、長野県の水準より低くなっています<sup>4</sup>。

図表 12 出生数の推移



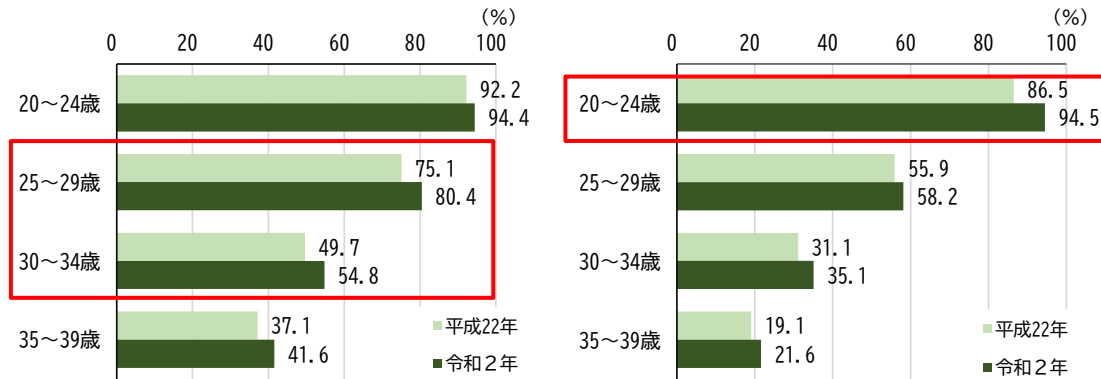
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」  
平成24年までは年度データ、平成25年以降は年次データ  
平成23年までは日本人のみ、平成24年以降は外国人を含む数字

<sup>4</sup> 厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）（令和4年）」

### ③ 結婚の状況

婚姻件数は減少傾向にあります。また、若年層の未婚率は、平成22年から令和2年にかけて、20代後半～30代前半の男性、20代前半の女性において5ポイント以上上昇しています（図表 13）。  
出会いや結婚支援制度を充実させてきていますが、制度のさらなる充実や周知が重要です。

図表 13 年代別 未婚率（左：男性、右：女性）



出典：総務省「国勢調査」

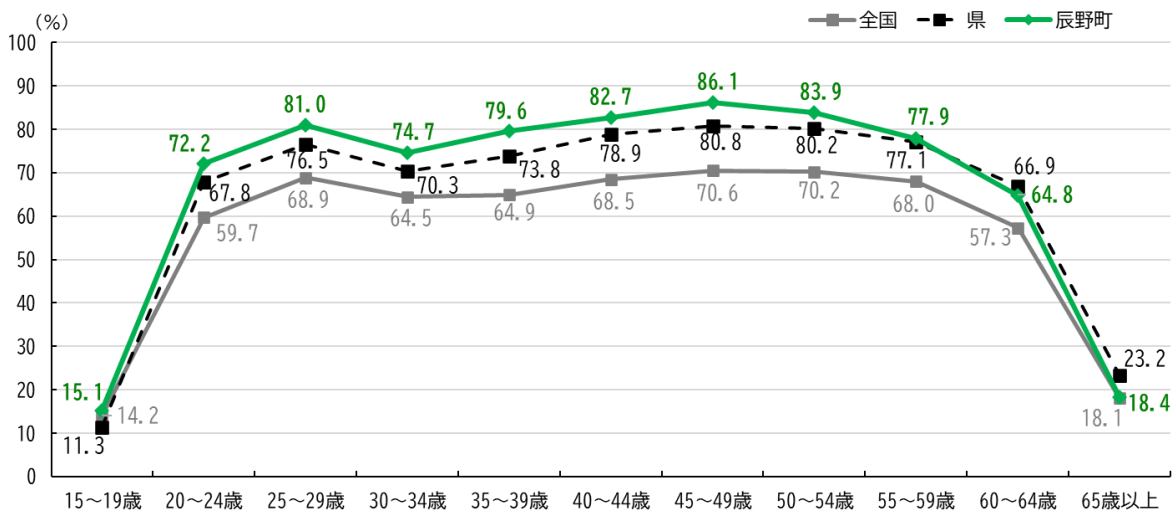
## (2) 子育て家庭の状況

### ① 就業の動向

令和2年の本町の女性の年齢別就業率をみると、ほとんどの世代において全国、長野県平均よりも高い傾向にあります。なお、全国、長野県でも下がる傾向にある30～34歳の就業率は、本町においても下がっています（図表 14）。

時系列にみると、歳を経るごとに、ほとんどの世代で就業率が上昇しています<sup>5</sup>。特に直近では25～29歳の就業率が高くなっています。

図表 14 全国・長野県・本町の女性の年代別就業率（令和2年）

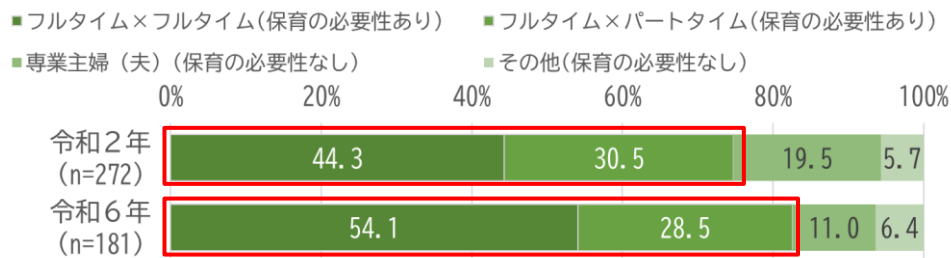


出典：総務省「国勢調査（令和2年）」

<sup>5</sup> 総務省「国勢調査（平成22年、平成27年、令和2年）」

未就学児童の両親の就労状況から、保育を必要とする世帯の割合は高まっていると考えられます。特に、両親ともにフルタイム就労をしている世帯の割合は半数を超えています（図表 16）。

図表 15 未就学児童 両親の就労状況と保育の必要性の有無（ひとり親を除く世帯）



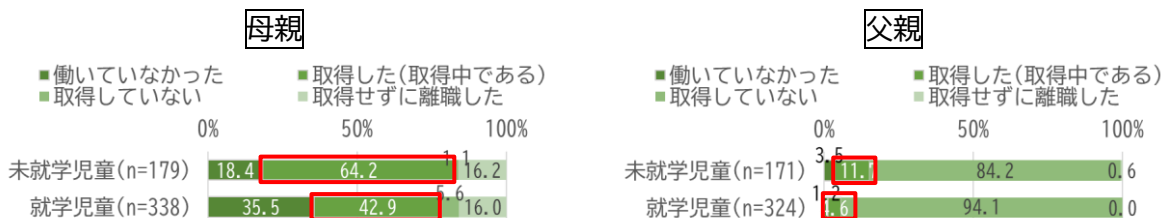
出典：辰野町「子ども・子育て支援に関する調査 未就学児童（令和2年、令和6年）」  
 ※「その他」は、フルタイム×パートタイム(保育の必要性なし)、パートタイム×パートタイム

## ② 育児休業・休暇の取得状況

育児休業・休暇の取得（図表 16）については、母親・父親ともに未就学児保護者が就学児保護者を上回っており、現在の就学児が未就学児だった頃に比べて、両親ともに育休取得が進んでいる可能性が伺えます。

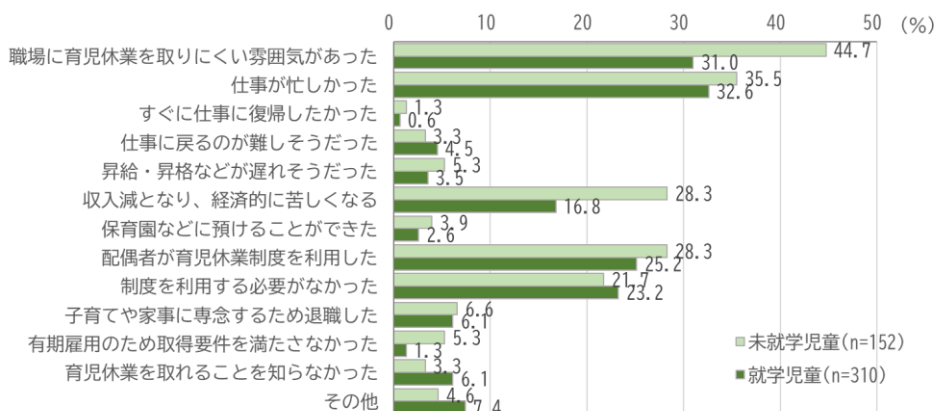
育休を取らなかった理由（図表 17）は、未就学児保護者では「職場に取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」が高くなっており、職場の意識改善や取得体制の整備が求められます。また、未就学児保護者は「収入減となり、経済的に苦しくなる」も比較的高く、経済的な要因で取得できない世帯が一定数あることが見て取れます。

図表 16 育児休業・休暇の取得状況



出典：辰野町「子ども・子育て支援に関する調査（令和6年）」

図表 17 育児休業・育児休暇を取らなかった理由【複数回答】



出典：辰野町「子ども・子育て支援に関する調査（令和6年）」

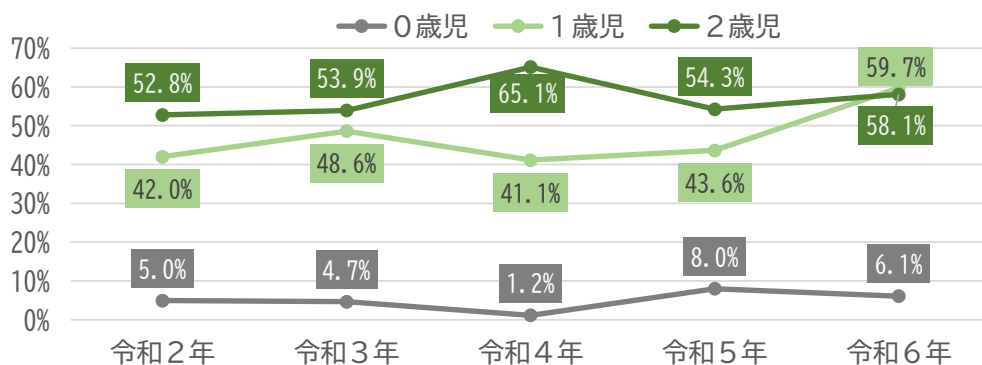
### (3) 教育・保育のサービス利用状況

#### ① 幼児期の教育・保育サービスの提供状況

幼児期の教育・保育サービスを利用している園児数の推移を年齢別にみると、3歳以上児においては横ばいで推移していますが、3歳未満児については、1～2歳児は上昇傾向にあります（図表 18）。今後も、共働き世帯の増加や、核家族化の進行により、3歳未満児の利用割合は上昇すると考えられるため、少子化の中にあっても適切な保育環境の整備が求められます。

保育料の負担軽減や病児・病後児保育施設の設置等を進めてきましたが、生活スタイルの多様化にあわせ、より一層柔軟な事業の制度設計が求められています。

図表 18 公立保育所の利用割合（3歳未満児）の推移



出典：保育所利用人数：辰野町（各4月1日）  
学齢別人口：長野県「毎月人口異動調査」（各年度4月1日）

#### ② 学校教育の状況

本町の児童・生徒数の減少ペースは加速しており、令和6年度には川島小学校が辰野西小学校と統合されました。また、令和3年度に長寿命化工事が完了している辰野南小学校以外の学校は、校舎等の施設・設備の老朽化が進んでいます。少子化が進む中、適切に施設の改修等を行いながら、今後の小・中学校の在り方を検討し、教育環境を維持していくことが必要です。

また、本町では、幼保小中高短大の連携の促進等により、義務教育のみならず、教育全般において切れ目のない教育体制を整備しています。今後は、学校と地域間の連携を深め、地域ぐるみの教育体制の整備を図り、豊かな人間性を育むことが重要です。

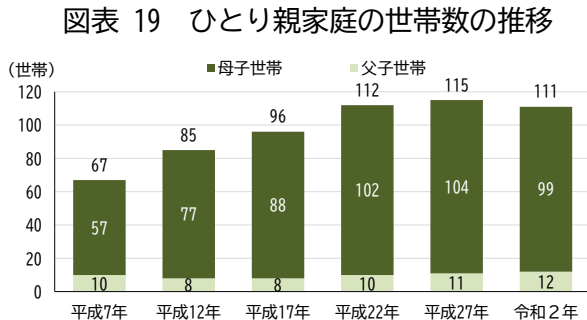
<sup>6</sup> 辰野町 子育て応援課集計データ（各4月1日）

## 2. 困難を抱える子ども・子育て家庭の状況

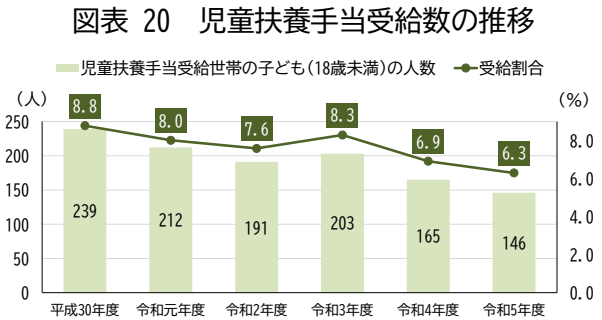
### (1) ひとり親家庭・児童扶養手当受給世帯の状況

本町のひとり親家庭のうち、母子世帯は平成22年からは横ばいであり、令和2年は99世帯となっています（図表19）。

児童扶養手当受給世帯の18歳未満の子どもの人数及び受給割合は近年減少傾向にあり、令和5年度には146世帯（6.3%）となっています（図表20）。



出典：総務省「国勢調査」



出典：辰野町（各年度3月31日）

### (2) 経済的に困窮している家庭の状況

#### ① 相対的貧困家庭の推定と格差の状況

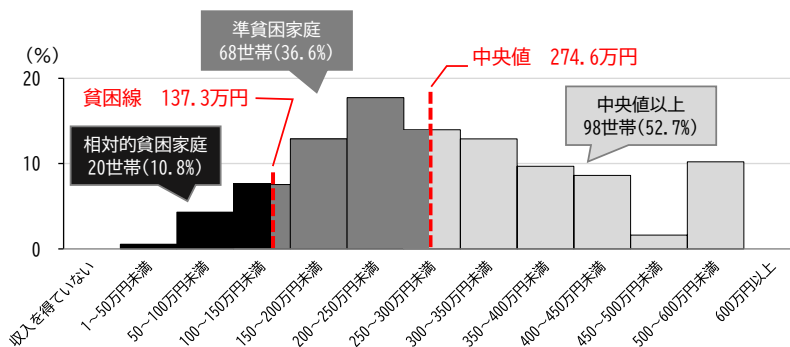
こどもや保護者を取り巻く状況の違いをみるため、令和7年のこどもの生活状況調査（保護者アンケート）から、世帯毎の家庭類型を定義しました（図表21）。本町における貧困線※は137.3万円、等価可処分所得<sup>7</sup>が貧困線を下回る相対的貧困家庭の割合は10.8%となりました（図表22）。

※可処分所得を世帯人員の平方根で調整した所得（等価可処分所得）の中央値（所得を多い順に並べた時にちょうど真ん中に来る値）の半分の値を貧困線とした。

図表21 本計画書における家庭類型の定義

相対的貧困家庭（貧困線未満）	準貧困家庭（貧困線以上中央値未満）	一般家庭（中央値以上）
等価可処分所得が 137.3万円未満の世帯	等価可処分所得が 137.3～274.6万円未満の世帯	等価可処分所得が 274.6万円以上の世帯

図表22 等価可処分所得と家庭類型の分布



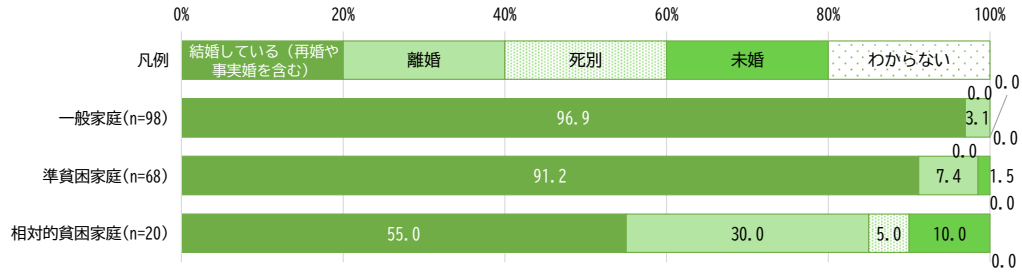
出典：辰野町「こどもの生活状況調査（保護者 令和7年）」

<sup>7</sup> 等価可処分所得：世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割り、世帯規模の違いを調整して算出した一人当たりの所得水準。

## ② 保護者の婚姻状況

保護者の所得類型別にみると、相対的貧困家庭においては、「結婚している」割合が他の家庭類型に比べて低く、ひとり親が多くなっています。

図表 23 所得類型別 保護者の婚姻状況

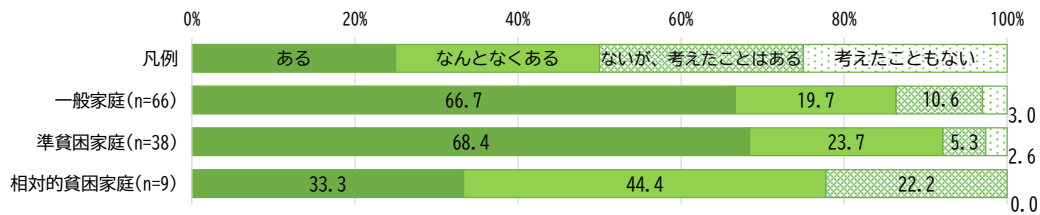


出典：辰野町「こどもの生活状況調査（保護者 令和7年）」

## ③ こどもが将来やってみたいこと

相対的貧困家庭においては、「将来やってみたいことがある」と回答したこどもの割合が、他の家庭類型に比べて低くなっています。

図表 24 将来やってみたいことの有無

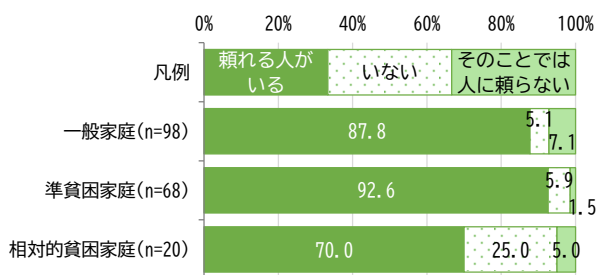


出典：辰野町「こどもの生活状況調査（こども 令和7年）」

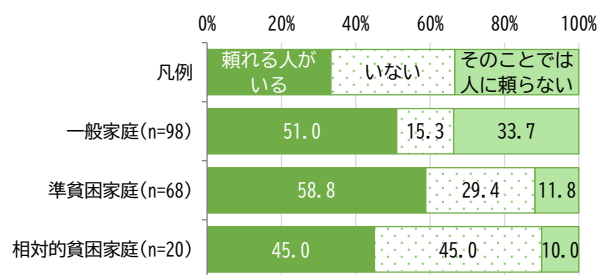
## ④ 頼れる人の有無

相対的貧困家庭においては、金銭面だけでなく子育ての相談においても、頼れる人が「いない」とする割合が他の家庭類型に比べて高くなっており、孤立（孤育て）の防止が求められます。

図表 25 頼れる人の有無（子育ての相談）



図表 26 頼れる人の有無（お金の援助）



出典：辰野町「こどもの生活状況調査（保護者 令和7年）」

### (3) 子どもの権利

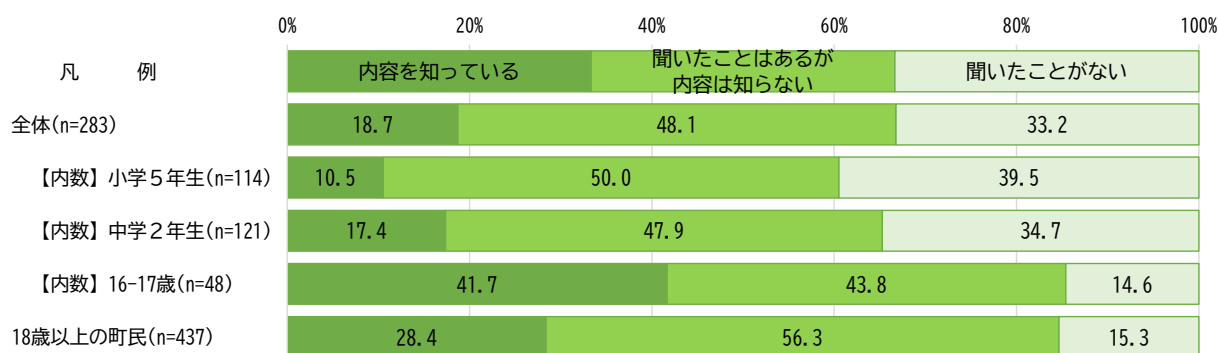
#### ① 「子どもの権利」の認知状況

「子どもの権利」の認知状況は、年齢が上がる则「聞いたことがない」割合が減少し、内容まで認知している割合が増加しています。一方で、18歳を過ぎると、内容まで認知している割合が減少に転じています（図表 27）。

また、前計画期間中は、児童虐待やヤングケアラー<sup>8</sup>等に関する支援制度の充実を図りました。

「子どもの権利」を確実に擁護していくためにも、今後は、「子どもの権利」についての意識啓発や、支援制度の周知の推進が求められます。

図表 27 「子どもの権利」の認知状況

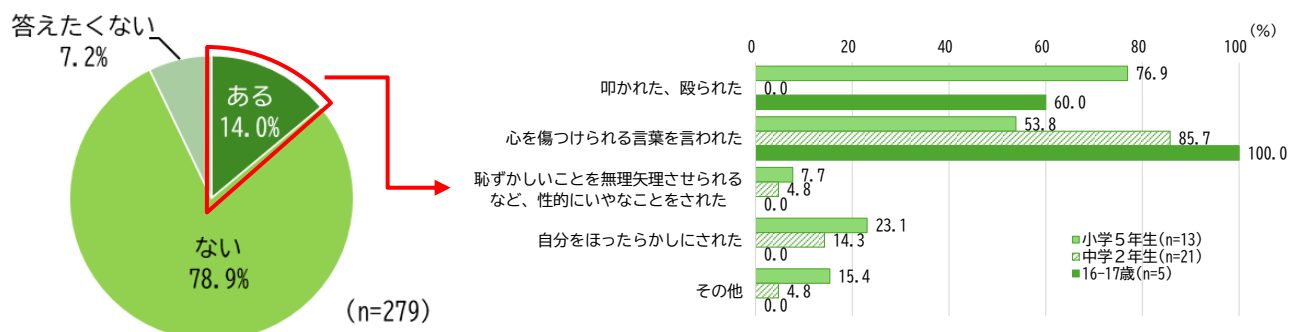


出典：辰野町「こどもの生活状況調査（保護者 令和7年）」  
 ※18歳以上の町民は、辰野町「町民意識調査（令和6年）」

#### ② こどもが嫌な思いをした経験

こどもが保護者にされたことで嫌な思いをした経験については、14.0%が「ある」、7.2%が「答えたくない」としています。内容としては、「心を傷つけられる言葉を言われた」「叩かれた、殴られた」が多くを占めています。

図表 28 保護者にされて嫌な思いをした経験（左：有無、右：経験の内容（複数回答 経験がある者））



出典：辰野町「こどもの生活状況調査（こども 令和7年）」

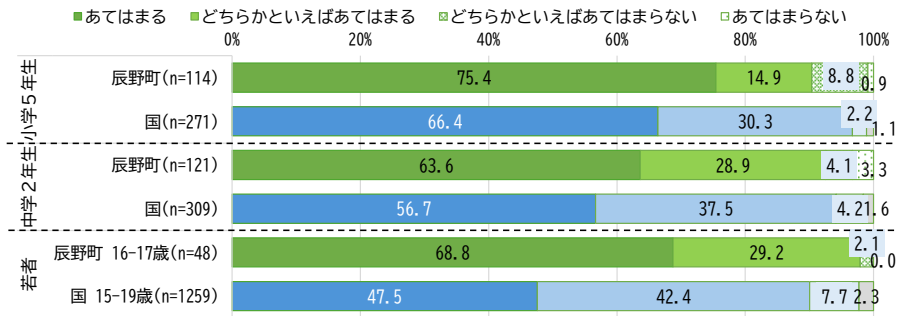
<sup>8</sup> ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の介護、きょうだいの世話等を日常的に行っている子どものこと。子どもの過度な負担により、学業や友人関係、健やかな成長に悪影響を及ぼすことが社会問題となっている。

### 3. 子ども・若者の状況

#### ① 子ども・若者の幸福度

「今の自分は幸せか」の問いに対して「あてはまる」とする本町の子ども・若者の割合は、国より高くなっています。また、「あてはまる」とする割合は、国においては年代が上がるると低くなる傾向がありますが、本町においては16-17歳は中学2年生よりも高くなっています。

図表 29 今の自分は幸せか

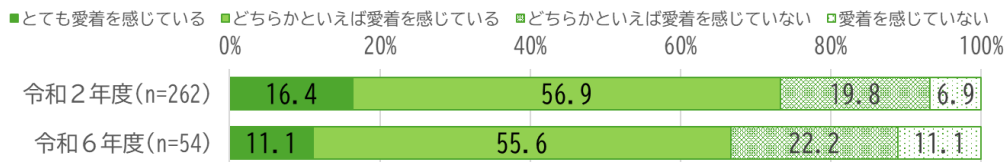


出典：辰野町「こどもの生活状況調査（こども 令和7年）」  
内閣府「子ども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」

#### ② 若者の本町に対する意識

本町の若者の生活満足度は横ばいですが、町への愛着は5年前よりも低下しました（図表 30）。同様に、居住継続意向も低下が見られました<sup>9</sup>。町への愛着の低下が続くと、将来の子育て世代や子どもの人口の減少を加速させる懸念があります。

図表 30 辰野町への愛着（18～39歳）

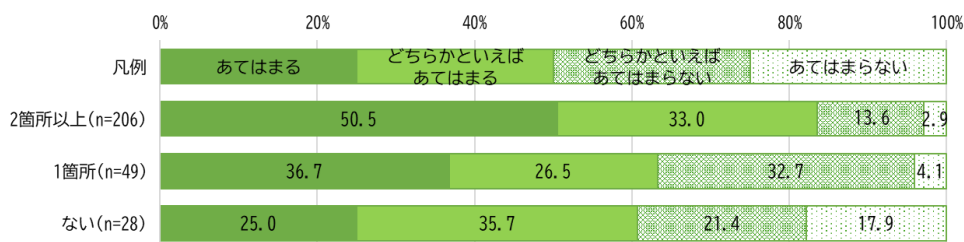


出典：辰野町「総合計画策定にかかる町民意識調査（18～39歳 令和2年度、令和6年度）」

#### ③ 子ども・若者の居場所

居心地が良い場所の数が少ない子ども・若者ほど、将来に明るい希望を持っていない割合が高くなる傾向が見られます（図表 31）。孤立感の解消や自己有用感の高揚の観点からも、各々に居場所の良い場所があることが重要といえます。

図表 31 将来に明るい希望を持っているか（居心地の良い場所の数別）



出典：辰野町「こどもの生活状況調査（こども 令和7年）」

<sup>9</sup> 辰野町「総合計画策定に係る町民意識調査（令和6年）」

## 4. 子ども・若者・子育て家庭を取り巻く現状のまとめ

---

本町の子ども・若者・子育て家庭を取り巻く現状をまとめます。

### ① 子ども・子育て家庭全般を取り巻く環境

本町における子どもの人口は減少が続き、今後もその傾向は続くと考えられます。

共働き世帯が増加する中で、父親の子育て参画は進んでいると見られる一方、3歳未満児の保育については、今後も一定数のニーズがあると見られます。

【計画で求められること】

- ✓ 人口に応じた、適切な教育環境の維持・整備
- ✓ 家庭のニーズに応じた子育て支援サービスの充実

### ② 困難を抱える子ども・子育て家庭の状況

相対的貧困家庭のうち、約半数は保護者がひとり親家庭であると見られます。相対的貧困家庭は、他の家庭類型に比べ、心理的に余裕が少なく、頼れる人も少ない傾向が見られ、子育てにも影響を与える可能性があります。また、子ども自身も将来の夢ややりたいことを持つ割合が低くなる傾向が見られます。

【計画で求められること】

- ✓ 貧困をはじめとした、困難を抱える子育て家庭に対する、福祉的支援
- ✓ 誰も取り残さないようにするための子どもの権利の浸透

### ③ 子ども・若者の状況

本町の子ども・若者は、全国の同世代と比較すると、比較的幸福度が高い状況にある一方で、町への愛着や居住継続意向は低下している傾向が見られます。

また、居心地が良いと感じられる場所の有無がウェルビーイングに影響する可能性が示唆されます。

【計画で求められること】

- ✓ 郷土愛を育む教育や体験機会の提供
- ✓ 子ども・若者のウェルビーイングを向上させる居場所づくり
- ✓ 地域社会との関わり合いの中で子ども・若者が成長できる環境づくり

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念と基本目標

#### 【辰野町のこども施策の基本理念】

### 「こどもどまんなか」ひかりのまち

子ども・若者は、自立した個人として尊重され、権利が守られる存在です。一人ひとりがある可能性や個性という“ひかり”は、自分らしく健やかに育ち、次代を歩んでいくための基盤であり、地域社会の活力の源にもなります。

辰野町では、すべての子ども・若者が、心身の状況や置かれた状況にかかわらず、想いが尊重され、最善の利益が考慮され、安心して暮らし、“ひかり”が大切に育まれるまちづくりを進めます。

地域・教育機関・行政が連携し、すべての子ども・若者が、地域の人や自然・文化との関わりの中で郷土への愛着を深め、社会で幸せに生きる力を育めるよう支えます。また、支え手である地域の大人も、子ども・若者の成長を通して学び合い、活力を高めることで、世代を超えて地域に活気が循環するまちを目指します。

これらの実現に向け、次に3つの基本目標を掲げます。

#### 【辰野町のこども施策の基本目標】

基本目標1	<b>子ども・若者の健やかな成長と自立を支える</b> 【キーワード】 <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 親の妊娠期から子どもの青年期までの成長過程の切れ目ない支援</li><li>✓ 質の高い教育・保育サービスの提供</li><li>✓ 若者の自己実現に向けた支援</li></ul>
基本目標2	<b>困難を抱える子ども・若者・子育て家庭を支える</b> 【キーワード】 <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 貧困をはじめとした困難を抱える子育て家庭への経済的支援や自立支援</li><li>✓ 虐待、引きこもり等の未然防止と自立支援</li><li>✓ 自殺や犯罪の未然防止や子どもの心のケア</li></ul>
基本目標3	<b>子ども・若者の安心を地域全体で支える</b> 【キーワード】 <ul style="list-style-type: none"><li>✓ すべての子どもを対象とした子どもの権利の浸透</li><li>✓ 地域における子ども・若者の居場所づくり</li><li>✓ 町の生活における安全性や快適性の確保</li></ul>

## 2. 施策体系

施策体系を図表 32に示します。基本目標1は「ライフステージごとの施策」、基本目標2、3は「ライフステージを通じた施策」となります。

図表 32 こども計画の施策体系

基本目標		No	主要施策	No	施策
1	子ども・若者の健やかな成長と自立を支える	1-1	誕生前から乳幼児期までの支援 (概ね0歳から就学前まで)	1-1-1	安心できる妊娠・出産環境の構築
				1-1-2	乳幼児と保護者への健康支援
				1-1-3	教育・保育サービスの充実
				1-1-4	子育ての相談窓口整備・情報発信
		1-2	学童期から思春期までの支援 (概ね小・中学生 一部高校生)	1-2-1	学校教育の推進
				1-2-2	いじめ・不登校対策
		1-3	青年期以降の自立と自己実現の支援 (概ね中学校卒業以降)	1-3-1	就労・結婚の支援
				1-3-2	仕事と生活の調和の促進
		2	困難を抱える子ども・若者・子育て家庭を支える	2-1	困難を抱える子ども・若者、家庭への支援
2-1-2	ひとり親家庭への支援				
2-1-3	障がい・発達特性のある子ども・家庭への支援				
2-1-4	児童虐待防止対策の充実				
2-1-5	ひきこもりの予防と自立支援				
2-1-6	子どもの自殺対策と犯罪予防				
3	子ども・若者の安心を地域全体で支える	3-1	子どもの権利の浸透	3-1-1	子どもの権利の周知・啓発
				3-1-2	子どもの意見表明・社会参画の促進
		3-2	地域で子ども・若者の成長を支える	3-2-1	家庭教育・地域教育の充実
				3-2-2	子ども・若者の居場所づくり
		3-3	安全・安心に子育てができる環境づくり	3-3-1	遊び場と安全を確保する環境の整備

## 第4章 施策の展開

## 基本目標 1 子ども・若者の健やかな成長と自立を支える

### 現状と課題

子どもの人口減少が進む中、本町でも共働き世帯の増加や家族形態の多様化により、妊娠期から青年期まで切れ目なく支える体制の重要性が高まっています。国のこども基本法やこども大綱では、すべての子どもへの包括的支援が求められており、本町においても人口規模に応じた教育・保育環境の再編と、家庭の多様なニーズに応じた支援メニューの充実が必要です。

### 施策の方向性

妊娠前から出産、乳幼児期、学童期・思春期、青年期に至るまで、子ども・若者の心身の成長を切れ目なく支援する体制を構築します。

共働き世帯の増加等、子育てを取り巻く環境の変化に対応し、安心して子育てができる環境整備と、質の高い教育・保育のサービスの提供を図ります。また、子ども・若者が健やかに成長し、学びや体験を通じて自立へと向かうことができるよう、ライフステージに応じた支援を推進します。

### 成果指標

主要施策	指標名	単位	基準 (令和6年度)	目標 (令和12年度)
1-1	「子どもを安心して産み育てられるまち」と思う町民の割合	%	30.6	40.0
1-2	学校生活満足度	%	68.0	75.0
1-3	「将来に明るい希望を持っている」とする16-17歳の割合	%	72.9	76.5
	「若者や移住者が活躍できるまち」と感じる町民の割合	%	21.8	28.3

## 主要施策 1-1 誕生前から乳幼児期までの支援（概ね0歳から就学前まで）

### 【現状と課題】

妊娠前から乳幼児期は、保護者の不安や孤立、経済的困難等が重なりやすく、全国的にも産後うつや虐待リスクの早期把握と支援強化が求められています。本町でも、0～2歳児の保育ニーズは引き続き高く見込まれる一方、妊産婦健診や家庭訪問、相談支援、保育サービスを一体的に整備し、誰一人取り残さず家庭を支える体制の構築が求められます。

### 【施策の方向性】

妊娠前から乳幼児期まで切れ目のない支援体制を整え、妊産婦健診や家庭訪問、相談支援、保育サービスを一体的に推進します。保健・医療・福祉・保育・地域が連携し、家庭の状況やニーズに応じた支援を届けることで、すべての子どもと子育て家庭の安心と健やかな育ちを支えます。

### 進捗管理指標

指標名	単位	基準 (令和6年度)	目標 (令和11年度)	担当課
妊娠中の母の喫煙率	%	0	0	子育て応援課
上伊那圏域内の分娩医療機関で出産した町民の割合	%	43.7	50	子育て応援課
EPSD <sup>10</sup> 高得点者(9点以上)への継続的支援実施率	%	14	20	子育て応援課
1歳6ヵ月児健診受診率	%	95.1	97	子育て応援課
21時前に就寝する3歳児の割合	%	14	20	子育て応援課
デジタルメディアを毎日2時間以上視聴する3歳児の割合	%	45.3	40	子育て応援課
乳児家庭全戸訪問の実施率	%	100	100	子育て応援課
保育園待機園児数	人/年	0	0	子育て応援課
ファミリーサポート協力会員数	人/年	15	20	子育て応援課
「子育て応援フェス」交流イベント等の参加者数	人/年	300	600	子育て応援課
子育て支援アプリ「辰野ほっこりナビ <sup>11</sup> 」の登録者数	人	329	600 (累計)	子育て応援課
「町の保健室」相談件数	件/年	144	150	子育て応援課

<sup>10</sup> EPSD（エジンバラ産後うつ病質問票）：産婦の産後うつ病のリスクを早期に発見・評価するために用いられる、国際的な自己記入式の質問票。

<sup>11</sup> 辰野ほっこりナビ：辰野町が提供する子育て支援情報アプリ。予防接種のスケジュール管理や子どもの成長記録機能等を備え、保護者への情報発信ツールとして活用されている。

## 施策 1-1-1：安心できる妊娠・出産環境の構築

妊娠期から出産まで切れ目なく母子の健康を支える体制を整えます。不妊・不育症治療費の助成や相談支援を行うとともに、広域連携により産科医療体制を確保し、安心して妊娠・出産できる環境を整備します。

\*以降、各取組の右側の【】内は担当課を示す。

### 1-1-1-1：母子の健康増進（妊娠期）【住民税務課、子育て応援課】

母子健康手帳の交付やこども家庭センターを中心とした面談等による相談支援により、妊娠期における母子の健康管理を支援します。個別に支援が必要な場合は関係機関と連携を図り、切れ目ない支援を行います。

【主な事業】パパママ教室、マタニティタクシー利用助成事業、こども家庭センターの機能充実

### 1-1-1-2：不妊・不育症治療の支援【子育て応援課】

不妊・不育症治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成し、子どもを望む家庭の妊娠・出産を支援します。

【主な事業】不妊・不育症治療費助成

### 1-1-1-3：地域の産科医療体制の確保【保健福祉課・子育て応援課】

上伊那圏域及び諏訪圏域との分娩・健康協力医療機関との連携を強化により、広域の産科医療体制を確保し、安心して出産できる環境づくりを進めます。

【主な事業】辰野町開業医支援事業

## 施策 1-1-2：乳幼児と保護者への健康支援

出産後の母子を継続的に見守り、乳幼児健診や相談支援、健康教室の開催、情報発信等を通じて、乳幼児の健やかな育ちと保護者の心身の健康を多面的に支援します。

### 1-1-2-1：母子の健康増進（出産後）【子育て応援課】

産婦健診や全戸訪問、育児相談等を通じて母子の健康状態を把握し、支援や情報提供を行います。新生児検査等の助成により、安心して子育てを始められるよう支援します。

【主な事業】ちびっこ愛ランド<sup>12</sup>(子育て支援センター)の設置運営、母乳相談等助成事業、産後ケア事業、乳幼児健診・育児相談、乳児家庭全戸訪問、新生児聴覚検査助成事業、産後ママのための骨盤体操教室

### 1-1-2-2：健全な生活習慣の習得促進【保健福祉課、子育て応援課】

タブレット等の普及によるスクリーンタイム<sup>13</sup>の増加や、家庭状況の変化等による食生活・睡眠といった生活リズムの乱れがおきています。保護者に対し、乳幼児健診等における個別相談や健康教育の実施、離乳食の試食等の開催等を通じて、乳幼児期からの健全な生活習慣づくりを支援します。

【主な事業】パパママ教室、歯科口腔保健事業、離乳食教室

<sup>12</sup> ちびっこ愛ランド：辰野町が設置・運営する「子育て支援センター」の愛称。乳幼児とその保護者が集い、交流や遊び、育児相談を行う拠点施設である。

<sup>13</sup> スクリーンタイム：スマートフォン、テレビ等の電子機器の画面を視聴・操作して過ごす時間のこと。長時間の利用は、睡眠不足や食生活の乱れ等、子どもの生活リズムや心身の健やかな発達に悪影響を及ぼす懸念が指摘されている。

### 施策 1-1-3：教育・保育サービスの充実

子どもの発達段階や家庭の状況に応じて、質の高い教育・保育を安定的に提供できる体制を整えます。保護者の就労状況に応じた助成等の支援、子育ての不安に対する相談支援等を通じ、すべての子どもが安心して教育・保育を受けられる環境づくりを推進します。

#### 1-1-3-1：保護者への育児支援【子育て応援課、学びの支援課】

家庭訪問や相談支援等を通じて、家庭の状況に応じたきめ細かな育児支援を行います。絵本の読み聞かせ等を通じて、乳幼児の豊かな心の育ちも促します。

【主な事業】子育て世帯訪問支援事業、未熟児養育医療給付事業、絵本読み聞かせ講座

#### 1-1-3-2：乳幼児への教育・保育の提供【子育て応援課、学校支援課】

人口規模に応じ、教育・保育の質を高めながら、提供体制を整備していきます。また、3歳未満児や療育を必要とする子どもを含め、多くの子どもが利用できる受入体制を整えます。

【主な事業】保育園や幼稚園での地域療育相談・育児相談、多子世帯と低所得世帯の保育料負担軽減

#### 1-1-3-3：地域子ども・子育て支援事業の推進【子育て応援課】

多様な就労形態や子育てニーズに応じ、預かりサービスや相談支援を充実させます。ファミリーサポート事業等の体制を整え、必要な人が確実に利用できる環境を整備します。

【主な事業】ファミリーサポート事業、病児・病後児保育、こども誰でも通園制度

### 施策 1-1-4：子育ての相談窓口整備・情報発信

子育て家庭が必要な支援や情報にアクセスできるよう、相談窓口や交流の場を整備します。わかりやすい情報発信に努め、保護者の不安の軽減と、早期相談につなげるための仕組みを整えます。

#### 1-1-4-1：保護者の交流機会と場の提供【子育て応援課】

子育て中の保護者が気軽に集い、子どもの成長や悩みを共有できる場を提供します。交流や学びの場を通じて、子育てへの安心感を高めます。

【主な事業】パパママ教室、ちびっこ愛ランド、おちゃめクラブ

#### 1-1-4-2：子育て・保育園等に関する情報発信【子育て応援課】

多様な子育て支援メニューや保育園等の情報をわかりやすく見える化し、広報媒体等を通じて発信します。母子保健分野においてはデジタル化に注力し、情報伝達の短縮化と管理体制の強化を図ります。

【主な事業】子育て支援アプリ「辰野ほっこりナビ」、辰野町地域の情報広場「チラミル<sup>14</sup>」、LINE、ICT サービス「コドモン<sup>15</sup>」

#### 1-1-4-3：子育てに関する相談窓口の整備【子育て応援課】

保護者の心身の不安や子どもの発達・行動等の相談に、専門職が継続的に対応できる窓口体制を整備します。また、相談員の資質向上を図り、安心して相談できる環境を確保します。

【主な事業】町の保健室、すくすく相談室、すくすく心理相談室、ことばの相談室、地域療育相談

<sup>14</sup> チラミル：辰野町が発信する行政情報やイベント情報等を、スマートフォン等で閲覧できる地域情報配信サービス。

<sup>15</sup> コドモン：教育・保育施設と保護者間の連絡（欠席連絡や園からの通知等）を電子化し、情報共有を円滑にするための ICT サービス。

## 主要施策 1-2 学童期から思春期までの支援（概ね小・中学生、一部高校生）

### 【現状と課題】

本町では子どもの人口減少が進む一方で、子どもの幸福度は比較的高いと見られます。しかし、進学等で町外に出た後、本町に戻ってくるケースは多くありません。

人口に応じた教育環境を維持しつつ、郷土愛や自己肯定感を育むとともに、誰一人取り残さない学びと生活支援の充実が求められます。

### 【施策の方向性】

学校・家庭・地域が連携し、基礎的な学力と豊かな人間性を育てるとともに、探究的な学びや郷土教育、体験活動を充実させます。いじめ・不登校への早期対応ときめ細かな支援を進め、居心地のよい環境で安心して成長できる環境を整えます。

### 進捗管理指標

指標名	単位	基準 (令和6年度)	目標 (令和11年度)	担当課
キャリア教育協力事業者数	者/年	33	40	まちづくり政策課

## 施策 1-2-1：学校教育の推進

すべての子どもが基礎的な学力と豊かな人間性を育み、将来の自立や社会参画につながる力を身につけられるよう、学校教育の充実を図ります。家庭や地域との連携を深め、探究的な学びを推進します。

### 1-2-1-1：探究的な学びの充実【まちづくり政策課、議会事務局、学校支援課、学びの支援課】

海外との交流、中学生議会、高等教育との連携等を通じ、多様な人と協働し課題を探究する学びを推進し、主体的に学ぶ力と社会性を育てます。また、キャリア教育により、主体的に将来を設計する力を養います。

【主な事業】ニュージーランド・ワイトモへのホームステイへの助成、中学生議会との連携、キャリア教育、職業体験

### 1-2-1-2：郷土への愛着と誇りを育む学びの充実【学校支援課】

郷土の歴史や文化、自然に触れる学習を通じて、豊かな心とふるさとへの愛着・誇りを育みます。将来、本町で活躍したくなる意識の醸成を図ります。

【主な事業】給食への地元食材の活用及び郷土食の取り入れ、郷土愛醸成のための副読本を利用した学び

### 1-2-1-3：子どもの体力の向上【学校支援課、学びの支援課】

運動やスポーツに親しむ機会の拡充を図り、楽しみながら体力向上に取り組める環境を整えます。

【主な事業】新体力テストの実施、レッツトライ親子スポーツスクール

### 1-2-1-4：きめ細かな教育・支援の充実【学校支援課】

個別最適な学びを実現するため、学校での相談支援や専門的な指導体制を整えます。経済的に困難な家庭には学用品等の費用を助成し、学びの機会格差の縮小を図ります。

【主な事業】ほっとサポート、学用品費や学校給食費等の援助

### 1-2-1-5：安全・安心な教育環境の整備【学校支援課】

老朽化した学校施設を、児童・生徒数の減少を念頭に置いた計画的な改修を進め、安全・安心な学習環境を確保します。遠方から通学する児童生徒のため、スクールバスの運行により通学環境を整えます。

【主な事業】学校施設改修、スクールバス運行

## 施策 1-2-2：いじめ・不登校対策

いじめや不登校を許さない学校づくりを進め、子どもが安心して自分らしく学べる環境を整えます。早期発見と継続的な支援体制を強化し、家庭や関係機関と連携して、個々の状況に応じた支援を行います。

### 1-2-2-1：人を思いやる豊かな心の育成【学校支援課】

人権教育や道徳教育等により、他者を思いやり多様性を認め合う心を育てます。互いを尊重する人間関係づくりを進め、いじめの未然防止につなげます。

【主な事業】人権教育・道徳教育の推進、Q-U 検査<sup>16</sup>の実施

### 1-2-2-2：不登校・不登校傾向の子どもへの支援【学校支援課、子育て応援課】

不登校・不登校傾向の子どもに対し、支援教室や校内適応指導、訪問支援等、多様な学びの場を用意します。家庭や関係機関と連携し、個々に応じた学習・生活支援を行います。

【主な事業】学びの支援教室、校内教育支援センター、訪問型子どもの学習、集団再適応、自立を援助する学習

<sup>16</sup> Q-U 検査：児童生徒の学校生活における満足度や、学級集団の状態（いじめの有無や対人関係の状況等）を客観的に把握・評価するためのアンケート形式の心理検査。

## 主要施策 1-3 青年期以降の自立と自己実現の支援（概ね中学校卒業以降）

### 【現状と課題】

本町では、進学や就職を機に若者が町外へ出る傾向がある一方、町への愛着や将来も住み続けたいという意向は低下しています。相対的貧困やひとり親世帯等、経済的・心理的に余裕が少ない家庭では、就労や結婚、子育ての希望を描きにくく、将来の夢ややりたいことを持ちにくい状況が懸念されます。地元で働き、暮らし、家庭を築ける環境整備が課題です。

### 【施策の方向性】

若者が自らのライフプラン・キャリアプランを描き、地域とのつながりを保ちながら自立できるよう、就労相談や地元企業とのマッチング、結婚・新生活支援を充実させます。仕事と生活の調和を促進し、困難を抱える家庭への福祉的支援や子どもの権利の浸透も図りつつ、定住する魅力がある環境づくりを進めます。

### 進捗管理指標

指標名		単位	基準 (令和6年度)	目標 (令和11年度)	担当課
企業ガイダンス参加者数(高校・短大卒)	辰野高校	人/年	106	100	産業振興課
	豊南短大		39	20	
結婚新生活支援事業補助金の交付世帯数		件/年	3	3	まちづくり政策課
創業塾参加者数		人/年	7	10	産業振興課

## 施策 1-3-1：就労・結婚の支援

若者が安定した仕事を得て将来の見通しを持ち、希望する相手と結婚し家庭を築けるよう支援します。就労相談や地元企業とのマッチング、出会いの場や新生活への支援を通じて、地域でライフプランを実現しやすい環境づくりを進めます。

### 1-3-1-1：就労相談・再雇用支援【産業振興課】

町内出身者や移住希望者が地元企業の魅力を知り、希望に合った仕事に就けるよう、求人情報の提供や面接会、相談支援等を通じて就労・再雇用を後押しします。特に学生に対して早くから町内企業を認知してもらうことで、町内における就労の機会を拡大します。

【主な事業】就職・求職相談、町内高校・短大への町内企業による企業ガイダンス・インターンシップ

### 1-3-1-2：結婚支援体制の構築【まちづくり政策課】

結婚を希望する人が出会い、結婚に踏み出せるよう、デジタル技術等を活用した出会いの場の創出や相談支援体制を整えます。結婚後は各種助成により、新生活のスタートを後押しします。

【主な事業】婚活サポート「お結び<sup>17</sup>」、結婚新生活支援事業補助金、定住促進空き家改修費等補助金

## 施策 1-3-2：仕事と生活の調和の促進

仕事と生活が相互に良い影響を与え合い、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。多様な働き方やワーク・ライフ・バランスを推進し、進学者や移住者が本町で働きたいと思える地域を目指します。

### 1-3-2-1：多様な働き方が認められる環境整備【産業振興課】

被雇用者が生活状況に応じた柔軟な働き方を選択できるよう、雇用者・被雇用者双方の意識啓発を進めます。特に、父親の育休取得や母親の産休後の就業継続を後押しするため、企業への働きかけを通じて、誰もが望む働き方を選択できる環境を整備します。

【主な事業】女性のテレワーク就業支援、企業への育休取得促進

### 1-3-2-2：ライフプラン／キャリアプランを立てる力の育成【まちづくり政策課・産業振興課・子育て応援課】

子ども・若者や子育て世代が、「働くこと」と暮らし・子育てとのバランスを考え、自分らしいライフプラン・キャリアプランを描けるよう支援します。講座や対話の機会を通じ、男女を問わず、将来の生き方や働き方を主体的に選び取る力を育てます。

【主な事業】たつの・女性しごと相談室、就労者を対象としたワークショップの開催、プレコンセプションケア<sup>18</sup>に関する相談

### 1-3-2-3：若者の多様な働き方・地域との関わり方の拡大【産業振興課・まちづくり政策課】

本町出身の若者が、自分の強み等を活かしながら町と関わり続けられるよう支援します。町内における創業等のチャレンジを支援し、暮らし方の選択肢を広げます。

【主な事業】創業塾開催支援、Uターン希望者への相談支援

<sup>17</sup> お結び：辰野町が実施する結婚支援（婚活サポート）事業の名称。結婚を希望する独身者に対し、出会いの場の創出や相談体制の提供等を行っている。

<sup>18</sup> プレコンセプションケア：将来の妊娠を視野に入れ、若年期から男女が自身の健康状態を把握し、生活習慣の改善等を通じて心身を良好な状態に整える健康管理のこと。

## 基本目標 2 困難を抱える子ども・若者・子育て家庭を支える

### 現状と課題

生活に困窮している世帯は一定数いると見られます。一方で、児童虐待、配偶者暴力、ヤングケアラー等については、統計としては把握しきれいていませんが、本町にも一定数がある可能性があります。

本町のアンケートからは、相対的貧困家庭は、ひとり親である世帯が多い、頼れる人が少ない、子どもが将来やってみたいことを持っている割合が低い等、子どもの健やかな成長を妨げる要素が多い可能性が示唆されます。

これらの困難は複合化しやすく、悩みが表面化しにくいいため、必要な支援につながらないまま孤立が深まるおそれがあります。早期に気づき、関係機関が連携して切れ目なく支援できる体制づくりが求められます。

### 施策の方向性

妊娠期から青年期まで、困難を抱える子ども・若者・子育て家庭を早期に把握し、相談支援、経済的支援、教育・保育、療育、就労支援等を一体的に進めます。障がい・発達特性のある子どもが地域で安心して暮らし学べるようにするとともに、福祉・保健・教育・産業等が連携し、権利が尊重され、誰一人取り残されないよう地域全体で支える仕組みを整えます。

### 成果指標

主要施策	指標名	単位	基準 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
2-1	経済的なゆとりがないと感じている低所得家庭(相対的貧困世帯)の割合	%	75.0	52.5
	「障がい等の配慮が必要な子どもを安心して育てられると感じる」保護者の割合	未就学児	13.6	17.7
		就学児	11.2	14.6

## 主要施策 2-1 困難を抱える子ども・若者、家庭への支援

### 【現状と課題】

生活困窮、障がい、児童虐待、ひきこもり等は子ども・若者の健やかな成長と安心できる生活の障壁になる傾向があります。課題が生活・教育・就労・こころの健康等の複数の領域にまたがる一方、相談の敷居の高さや制度のわかりにくさから、必要な支援につながりにくいケースもあります。一人ひとりの状況に応じた、きめ細かな支援とアクセスしやすい相談体制の整備が求められます。

### 【施策の方向性】

困難を有する子ども・若者・家庭に対し、身近な相談窓口や家庭訪問等を通じて家庭の状況に早期に気づき、継続的に伴走する支援を行います。生活・教育・保育・療育・就労・精神保健等の支援や、虐待・DV・自殺・犯罪被害の予防を関係機関が連携して提供し、障がい・発達特性のあるこどもを含め、地域で安心して暮らしながら将来の自立と自己実現を目指せるよう支えます。

### 進捗管理指標

指標名	単位	基準 (令和6年度)	目標 (令和11年度)	担当課
奨学金返還支援補助金の利用者数	人/年	16	16	まちづくり政策課
現況届によるひとり親家庭数の把握率	%	98	100	子育て応援課
5歳児健診における精検率	%	—	100	子育て応援課
就労継続支援実利用者数(40歳未満)	人/年	23	24	保健福祉課
乳幼児(3歳)に体罰や暴言、ネグレクト <sup>19</sup> 等をせずに子育てをしている保護者の割合	%	77.8	80	子育て応援課
家居等の状態にある若者のうち、年1回以上の面談・訪問支援につながった割合	%	25	50	保健福祉課
ひきこもり支援連携会議の開催回数	回/年	1	2	保健福祉課
ゲートキーパー <sup>20</sup> 養成講座開催回数	回/年	3	1回以上	保健福祉課
「こどもを守る安心の家」登録世帯及び事業所数	ヶ所	75	50	総務課

<sup>19</sup> ネグレクト：児童虐待の一種であり、保護者が子どもの養育や監護を怠ること（育児放棄）。適切な食事や衣服を与えない、医療を受けさせない、長時間の放置等がこれに該当する。

<sup>20</sup> ゲートキーパー：心理的な孤立や絶望感を抱え、自殺の危険性が高い人に早期に気づき、声をかけ、適切な専門機関への相談につなぐ役割を担う人材のこと。「命の門番」とも称される。

## 施策 2-1-1：子育て家庭、生活困窮家庭への支援

子育て家庭や生活困窮家庭の経済的負担や精神的負担を軽減し、子どもと保護者が安心して暮らし、教育・保育を受けられる環境を整えます。また、子どもの成長段階や家庭の状況に応じた切れ目ない支援とともに、子どもが将来に夢を持つことができるよう、将来像や進路を思い描ける支援を行います。

### 2-1-1-1：生活にかかる経済的支援・相談支援【保健福祉課・子育て応援課】

子育て中の家庭が、日々の暮らしを安定させられるよう、医療費等を含む生活面の経済的負担を軽減し、子どもの健全な育ちを支えます。

【主な事業】児童手当の給付、ながの子育て家庭優待パスポート、ほたるこども食堂(相談)<sup>21</sup>

### 2-1-1-2：教育・保育にかかる経済的支援【まちづくり政策課、子育て応援課】

幼児教育・保育料の助成(3歳以上児は無償の継続、3歳未満児は多子世帯の保育料の軽減等)により、子どもの教育・保育にかかる経済的負担を軽減する環境を維持します。また、大学等への進学者には奨学金返還支援を行い、学びの機会の確保を図ります。

【主な事業】保育料軽減事業、奨学金返還支援補助金

### 2-1-1-3：生活困窮家庭等の子どもの学習・生活支援の充実【子育て応援課、学校支援課】

生活困窮家庭等の子どもが安心できる居場所を持つことができるよう、相談や支援できる場所の提供を行います。これにより、将来困難を抱えるリスクの低減も図ります。

【主な事業】学習支援教室(子どもの学習・生活支援事業等)への接続、生活や進路についての相談

## 施策 2-1-2：ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、家計と子育ての両面で保護者の負担が大きく、生活が不安定になりやすい傾向があります。児童扶養手当等の経済的支援に加え、就労支援や相談支援を通じて、親が自立し、子どもの健やかな成長を促す子育てができるよう総合的に支援します。

### 2-1-2-1：ひとり親家庭への経済的支援【保健福祉課、子育て応援課、学校支援課】

ひとり親家庭の生活や子どもの教育費等の負担を軽減するため、手当や就学援助、保育料・学童クラブ利用料の軽減等の支援を行い、子どもの育ちと保護者の自立を支えます。

【主な事業】医療費特別給付金(福祉医療・母子父子)、就学援助制度、児童扶養手当、保育料等の軽減、学童クラブ利用料の減額

### 2-1-2-2：ひとり親家庭への就労支援【産業振興課】

ひとり親が安定した収入を得て将来の自立をめざせるよう、講習会や職場見学を通じて、働き方の選択を支援するとともに、同じ境遇の親同士の交流の機会を創出します。

【主な事業】ひとり親向けキャリア講習会、町内企業の職場見学

### 2-1-2-3：ひとり親家庭への相談支援【子育て応援課】

ひとり親は困った時に頼れる人が少ない傾向にあります。相談窓口についてよりわかりやすい情報発信に努めるとともに、訪問による相談支援を行います。

【主な事業】ひとり親世帯への訪問事業

<sup>21</sup> ほたるこども食堂：辰野町内で運営されている、子どもへ無料または安価で食事を提供する拠点。単なる食事提供にとどまらず、多世代交流や孤立防止を目的とした「地域の子どもの居場所」としての機能も有している。

### **施策 2-1-3：障がい・発達特性のある子ども・家庭への支援**

障がいや発達特性のある子どもが地域で安心して暮らし学べるよう、早期発見から療育・教育・就労まで一貫して支援します。また、家庭に対しては相談支援・経済的支援を通じ、切れ目なく支えます。

#### **2-1-3-1：障がい等のある子どもの早期発見・早期支援【子育て応援課】**

乳幼児健診や相談窓口等を通じて、発達に心配のある子どもを早期に把握し、必要な支援につなぎます。広域を含めた関係機関連携のもと、成長に応じた継続的な支援と、保護者への相談体制を整えます。

【主な事業】要保護児童対策地域協議会の開催、地域療育相談、すくすく心理相談室、ピアサポート<sup>22</sup>活動の検討

#### **2-1-3-2：障がい等のある子どもの教育・保育及び療育の充実【保健福祉課、子育て応援課・学校支援課】**

障がいや発達に特性のある子どもに対し、療育・教育・保育環境の整備を進めます。地域の事業所や保育園と連携し、必要とする人が確実にサービスを受けられる供給体制を確立します。

【主な事業】障害児通所支援、支援保育士・医療的ケア児コーディネーターの確保、児童発達支援センター設置の検討

#### **2-1-3-3：障がい等のある子どもの家庭への経済的支援【保健福祉課】**

障がいのある子どもの家庭の経済的負担を軽減するため、各種手当の適切な給付決定と運用を行います。必要な療育や医療を継続できるよう、関係機関と連携した支援を進めます。

【主な事業】特別児童扶養手当の給付、難病・小児慢性特定疾患対象者福祉手当の給付

#### **2-1-3-4：障がい者の就労・社会参画の支援【保健福祉課】**

障がいのある人の希望や特性に応じて、ジョブコーチ<sup>23</sup>やトライアル雇用等の制度を活用し、一般就労や社会参加を支援します。企業への啓発を通じて、障がい者雇用への理解と受け入れの促進を図ります。

【主な事業】ジョブコーチ・トライアル雇用等の制度の利用促進、企業への障がい者雇用への理解促進

### **施策 2-1-4：児童虐待防止対策の充実**

児童虐待の兆候を早期に把握し、深刻化を防ぐため、家庭への支援や関係機関との連携強化、住民への啓発を進めます。子どもの安全を最優先に、家庭の養育力向上と支援の届きやすい体制を整えます。

#### **2-1-4-1：児童虐待リスク軽減のための家庭支援【子育て応援課】**

児童の養育に不安や困難を抱える家庭を早期に把握し、家庭訪問や一時預かり等を通じて、子育て負担の軽減と親子関係の安定を図ります。必要に応じて関係機関と連携し、虐待リスクの低減に取り組みます。

【主な事業】子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業

#### **2-1-4-2：困難な状況（配偶者暴力、ヤングケアラー等）にある子ども・若者と家庭への支援【保健福祉課、子育て応援課】**

配偶者暴力やヤングケアラー等、家庭内の困難な状況にある子ども・若者とその家族の把握に努めるとともに、関係機関と連携し、安全の確保と負担軽減に向けた支援を行います。

【主な事業】女性相談、生活困窮等相談窓口、子育て世帯訪問支援事業、生活困窮者自立支援事業への接続

#### **2-1-4-3：啓発活動の充実【子育て応援課、学校支援課】**

児童虐待は身近な問題であることを周知し、早期相談の大切さや通告窓口を広く周知します。広報や啓発活動を通じて、地域全体で子どもを見守り支える機運を高めます。

【主な事業】児童虐待防止推進月間に合わせた広報・啓発、人権教育の推進

<sup>22</sup> ピアサポート：共通の課題（障がいや病気、生活上の困難等）を抱える当事者同士が、自らの経験を共有し、互いに支え合い、課題解決に向けて助け合う活動。

<sup>23</sup> ジョブコーチ：障がい者が円滑に就労できるよう、職場に赴き、本人や事業主に対して直接的な支援や助言を行う専門員（職場適応援助者）のこと。

## 施策 2-1-5：ひきこもりの予防と自立支援

ひきこもりの当事者や家族の悩みは表面化しにくく、義務教育終了後は支援につながりにくい状況があります。不登校のまま卒業した若者や中退後に家に閉じこもりがち(家居)となっている若者を早期に把握し、相談支援や居場所づくり等を通じて自立に向けた支援を充実させます。

### 2-1-5-1：学校中退や家居の状態にある子ども・若者への早期支援【保健福祉課、子育て応援課】

学校や関係機関と連携して、中退後や不登校のまま卒業した若者等、家に閉じこもりがちな状態にある人を早期に把握します。訪問・面談や相談窓口を通じて、状況に応じた支援の入口につなげ、自立に向けて後押しします。

【主な事業】訪問・面談支援、ひきこもり専用ダイヤル、すくすく心理相談室

### 2-1-5-2：社会的理解の促進と連携体制の強化【保健福祉課】

ひきこもりの背景や特性に関する地域の理解を深め、当事者や家族を孤立させない環境づくりを進めます。講演会や連携会議を通じて、関係機関が情報を共有し、切れ目ない支援体制を強化します。

【主な事業】ひきこもりについての講演会の開催、関係機関連携会議の開催

## 施策 2-1-6：子どもの自殺対策と犯罪予防

インターネット環境の変化等により、子どもが誹謗中傷や犯罪被害、自殺リスクにさらされる機会が増えています。教育や啓発、相談体制の整備を通じて、子どもが危機に気づき助けを求められるようにし、犯罪や自殺から未然に守る取組を進めます。

### 2-1-6-1：SOS の出し方に関する教育の実施【保健福祉課、学校支援課】

子どもが自分の心身の危機に気づき、信頼できる大人や相談窓口に助けを求める力を身につけられるよう、「SOS の出し方」に関する教育を学校等で計画的に実施します。

【主な事業】「SOS の出し方」に関する教材提供・授業の実施

### 2-1-6-2：こころの健康といのちの相談体制の整備と周知【保健福祉課、学校支援課】

悩みを抱える子どもが相談しやすいよう、専門家による相談体制や連携会議を整備し、ゲートキーパーの養成を進めます。相談窓口の周知を図り、早期支援につなげます。

【主な事業】自殺対策協議会(仮称)の検討と設置、ゲートキーパー養成、こころの相談室

### 2-1-6-3：子どもを犯罪から守る取組の推進【総務課、保健福祉課、子育て応援課、学校支援課】

関係機関と連携しながら、地域ぐるみの見守り体制を整え、子どもが安心して暮らせる環境をつくります。犯罪や薬物乱用について、住民への啓発や子どもへの教育を通じ、犯罪被害や非行の未然防止を図ります。

【主な事業】「こどもを守る安心の家」のぼり旗・ポールの配付、薬物乱用防止の意識高揚と正しい知識普及

## 基本目標3 子ども・若者の安心を地域全体で支える

### 現状と課題

本町では、子ども・若者の幸福度は比較的高いと見られる一方で、安心して過ごせる居場所を持たない子ども・若者の孤立感や将来への希望を持たないことへの懸念があるほか、若者の町への愛着や居住継続に対する気持ちの弱まりが見られます。居心地のよい居場所の有無がウェルビーイングに影響することが示唆されるなか、子ども・若者の想いが十分に受け止められず、不安や困りごとが周囲から見えにくい場合もあります。子ども・若者が安心して暮らし、地域の一員として成長できるよう、地域全体で支え合う仕組みづくりが求められます。

### 施策の方向性

子ども・若者を権利の主体として尊重する意識、子ども・若者の声を受け止める意識を地域全体に広げる、行動変容を促進します。また、学校・家庭・地域が連携して、安心して過ごせる居場所と安全な生活環境を整えるとともに、子ども・若者が地域と関わり、社会参画できる機会を広げます。それにより、子ども・若者が安心して「この町で暮らし続けたい」と感じられる地域を目指します。

### 成果指標

主要施策	指標名	単位	基準 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
3-1	「子どもの権利」の認知度(子ども・18歳以上)	%	28.4	50.0
3-2	「自分にとってほっとできる場所」がないと感じる子どもの割合	小5	14.0	13.3
		中2	8.3	7.9
		16-17歳	4.1	3.9
3-3	「子育てを楽しんでいると感じることが多い」とする保護者の割合	未就学児	67.0	73.7
		就学児	60.3	66.3

## 主要施策 3-1 子どもの権利の浸透

### 【現状と課題】

本町では、子ども・若者の幸福度は一定程度確保されているものの、「子どもの権利」という視点は、子ども自身にも大人にも十分浸透しているとはいえません。中学生においては議会参画という意見表明の機会があります。すべての子ども・若者があらゆる場面において、安心して意見を言えるよう、家庭や地域等の意識高揚が求められます。

### 【施策の方向性】

子どもが自分や他者の権利を学び、互いを尊重し合えるよう、学校教育や講座等を通じた学習・啓発を進めます。同時に、住民向けの啓発や情報発信を行い、日常の関わりの中で子どもの権利を意識した行動が取られるよう、地域全体で理解と実践を広げます。

### 進捗管理指標

指標名	単位	基準 (令和6年度)	目標 (令和11年度)	担当課
子どもの権利・人権教育を年間1回以上実施した小中学生数	延人	0	200 (累計)	子育て応援課
子どもの権利・人権に関する講演会等の参加者数	人/年	600	700	子育て応援課
こどもの意見表明 延べ参加者数	延人	0	80 (累計)	子育て応援課

### ●●● コラム 子どもの権利とは? ●●●

こどもは、大人と同じく、ひとりの人間として尊重され、自分らしく生きる権利を持っている、「権利の主体」です。世界の多くの国で約束されている「子どもの権利条約」では、次の4つの権利を定めています。

- ① 生きる権利      ② 育つ権利      ③ 参加する権利      ④ 守られる権利

#### ▶▶▶ 参加する権利とは? ◀◀◀

自分の考えや気持ちを周りの大人に伝えながら、社会をよくする活動に参加する権利です。

現在、辰野町においては、「参加する権利」を大切にする活動の一環として、辰野中学校、両小野中学校の生徒が中学生議員として町議会に質問や提案を行う「ほたるの里中学生議会」を実施しています。

辰野町では、すべての住民(大人)が子どもの権利を守り、支える責任者であると考えます。こどもたちの声を聴き、一人ひとりの個性という“ひかり”が大切に育まれるまちを一緒につくりましょう。

### 施策 3-1-1：子どもの権利の周知・啓発

子どもを権利の主体として尊重し、すべての子どもが安心して育つためには、社会全体が子どもの権利を理解し、実践していくことが重要です。本町では、子ども本人と周囲の大人の双方に向けて学習や啓発を進めるとともに、子どもが社会参画を経験できる機会を広げます。

#### 3-1-1-1：子ども自身に対する啓発・学習支援【子育て応援課、学校支援課】

子どもに対し、自分を含めた子どもの権利を知り、互いを尊重し合えるよう、人権、道徳、いじめ等についての学びの機会を提供します。

【主な事業】出前講座等の開催、総合的な人権教育の推進、いじめ防止対策事業

#### 3-1-1-2：住民に対する啓発【子育て応援課、学びの支援課】

住民一人ひとりに対し、子どもの権利を意識した行動への変容を図るため、講演会やイベント、広報等を通じて情報発信を行い、理解と実践を促進します。

【主な事業】人権に対する講演会等の開催、子育て応援フェスの開催

### 施策 3-1-2：子どもの意見表明・社会参画の促進

子どもを地域の一員かつ将来の主権者として捉え、まちづくりや町政に意見を届けるための機会を設けます。自分の意見が実際に政策や地域の取組に反映される経験を通じて、子どもの主権者意識を高め、成長できる機会とします。

#### 3-1-2-1：町政・地域づくりへの子どもの参画機会の提供【総務課、子育て応援課】

子どもが自分の考えを言語化し、意見として表明することで、まちや社会の変化につながる経験を得られる機会を設けます。それにより、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性等を高めていきます。

【主な事業】子どもが参画する意見表明の機会の確保、社会を明るくする運動における作文発表

## ●●● コラム こども★意見ひろばを開催しました！ ●●●

こどもの意見表明の機会の一環として、令和7年度に「辰野町こども意見ひろば」を開催しました。辰野東小学校、辰野中学校の児童・生徒を対象に、「辰野町の小中学生が話し合うとしたら、何について話してみたいか」をテーマに意見を出し合いました。

令和11年度までに、町内の全小学校・中学校で「こども★意見広場」を開催します。

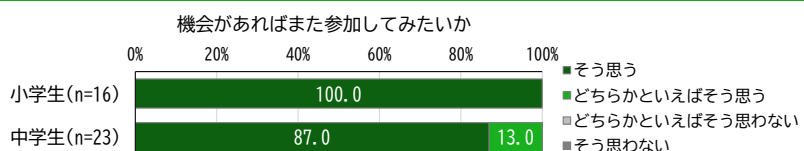


身の周りのことを自分事として捉えた意見が出ました！

主に 意見が 出た 分野	通学路の安全確保(小)	
	校則や制服(中)	部活動の地域展開(中)
	公園の遊ぶ環境の改善や学校外の居場所確保(小・中)	
	町の行事への意見や活気の向上(小・中)	



参加者全員が次の参加にも前向きでした！



## 主要施策 3-2 地域で子ども・若者の成長を支える

### 【現状と課題】

少子化や地域コミュニティの変化により、従来のような近所づきあいや地域での子育て力が弱まりつつあり、居場所を持たない子ども・若者もいます。子ども・若者のウェルビーイング向上のため、安心して過ごせる場の整備や、主体的に地域と関わりを持つことができる機会の創出が重要です。

### 【施策の方向性】

コミュニティ・スクール<sup>24</sup>等を通じて学校・家庭・地域の協働を進め、家庭教育や地域活動、部活動の地域展開を含め、地域ぐるみで子どもの学びと体験の機会を広げます。あわせて、子どもが安心して集える居場所づくりを進め、地域全体で子どもを見守り、必要に応じて専門的な支援につなげる仕組みを整えます。

### 進捗管理指標

指標名	単位	基準 (令和6年度)	目標 (令和11年度)	担当課
ボランティア等による学校支援事業の延べ参加者数	件/年	1,715	1,800	学校支援課
部活動の地域展開数	部	0	17 (累計)	学びの支援課
年1回以上、地域の居場所等を利用した子どもの人数	人/年	835	850	子育て応援課

<sup>24</sup> コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）：学校と保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置した学校のこと。

### 施策 3-2-1：家庭教育・地域教育の充実

地域全体で子どもの学びと成長を支えることは、子どもの健やかな育ちだけでなく、地域の活力や保護者の安心にもつながります。学校・家庭・地域が連携し、家庭教育や地域教育の仕組みづくりと活動の促進を図ります。

#### 3-2-1-1：学校と家庭、地域による協働の充実【学校支援課】

学校・家庭・地域が協働して子どもの学びと成長を支えるよう、コミュニティ・スクールの導入を検討します。また、家庭教育学級の導入を推進し、家庭における子育て力の向上を図ります。学校支援ボランティアの高齢化や減少の現状を鑑み、あり方や支援制度等の見直しを図ります。

【主な事業】家庭教育学級の推進、学校支援ボランティア推進事業

#### 3-2-1-2：部活動の地域連携や地域クラブ活動への展開【学びの支援課】

少子化による部活動の存続や教職員の負担の問題に対応するため、中学校運動部の拠点校化や地域スポーツクラブへの展開を進め、地域ぐるみで子どものスポーツ活動を支えます。

【主な事業】部活動の地域展開

#### 3-2-1-3：地域ぐるみの青少年育成【学校支援課、学びの支援課】

地域の多様な主体が連携し、見守りや学び・体験活動を通じて青少年の健全育成を図ります。ネットワーク組織の活動を通じて、地域ぐるみで子どもを育てる体制を強化します。

【主な事業】子どもが育つネットワーク委員会、子育て支援マスター部会

### 施策 3-2-2：子ども・若者の居場所づくり

子ども・若者のウェルビーイング及び町への愛着の向上のため、学校や家庭以外に安心して過ごせる居場所の確保を図ります。これにより、家庭の孤立や地域コミュニティの希薄化による子どもの困りごとの見えにくさも解消します。

#### 3-2-2-1：子ども・若者が安心できる居場所の確保【子育て応援課、学校支援課】

家庭や学校以外にも子どもが安心して過ごせる場所を地域に確保し、年齢や家庭状況等の背景に関わらず、子どもが安心して集い、学び、遊び、相談・交流等ができる居場所づくりを推進する団体を支援します。

【主な事業】居場所づくりを行う地域・NPO等の団体へ運営費を補助、フリースクールの運営補助

#### 3-2-2-2：若者が社会参画できる機会の確保【まちづくり政策課、子育て応援課】

若者が自分の興味や強みを活かしながら、仲間や地域の大人の交流を通じ、地域づくりに主体的に関われる場所や機会を整備します。自己有用感や町への愛着、将来への前向きな気持ちを育みます。

【主な事業】ユースセンター<sup>25</sup>の設置検討、地域づくり活動への助成

<sup>25</sup> ユースセンター：主に中高生以上が自由に活動や交流ができる施設や空間のこと。学習や休息に利用できるだけでなく、同世代や地域住民との交流を通じて、地域づくりへの参画を促進する拠点としての役割を持つ。

## 主要施策 3-3 安全・安心に子育てができる環境づくり

### 【現状と課題】

通学路や生活道路の危険箇所、交通マナー、犯罪や不審者への不安等、子どもを取り巻く安全への懸念は本町にも存在します。また、公園や公共施設等の老朽化や遊び場の不足は、子どもの遊びや体験の機会を狭め、保護者の子育て不安にもつながります。地域と行政が協力し、安全・安心な生活環境を計画的に整備することが求められます。

### 【施策の方向性】

通学路や危険箇所の点検・改善、地域による見守りやパトロールを進め、日常的な安全確保を図ります。あわせて、公園やスポーツ施設等の整備・改修を通じて、子どもが安心して遊べる場を確保し、保護者が安心して子育てできる環境づくりを推進します。

### 進捗管理指標

指標名	単位	基準 (令和6年度)	目標 (令和11年度)	担当課
青色防犯パトロール実施回数	件/年	63	53	総務課

### **施策 3-3-1：遊び場と安全を確保する環境の整備**

子どもが安心して遊び、成長できる環境を整えるため、地域による見守りや交通安全対策、通学路・道路等の危険箇所の改善、公園等の遊び場・公共施設の整備を計画的に進めます。

#### **3-3-1-1：子どもの見守り・通学路等の安全性の確保**

##### **【総務課、建設水道課、子育て応援課、学校支援課】**

---

学校等と連携して通学路の危険箇所を点検・改善し、子どもの安全な通行を確保します。地域と協力して見守り活動やパトロールを行い、日常的な安全確保に努めます。

【主な事業】通学路のパトロールと危険箇所点検、地域と連携した子どもの見守り

#### **3-3-1-2：公園・公共施設等の整備による安全性と快適性の確保**

##### **【建設水道課、子育て応援課、学びの支援課】**

---

誰もが安心して利用できるよう、公園や保育園等の遊具・設備の点検や改修を行います。地域の要望も踏まえ、安全で快適な遊び・スポーツ環境を整備します。

【主な事業】都市公園遊具定期点検、保育園等施設の整備、荒神山スポーツ公園の環境整備



## 第5章 子ども・子育て支援事業の確保方策

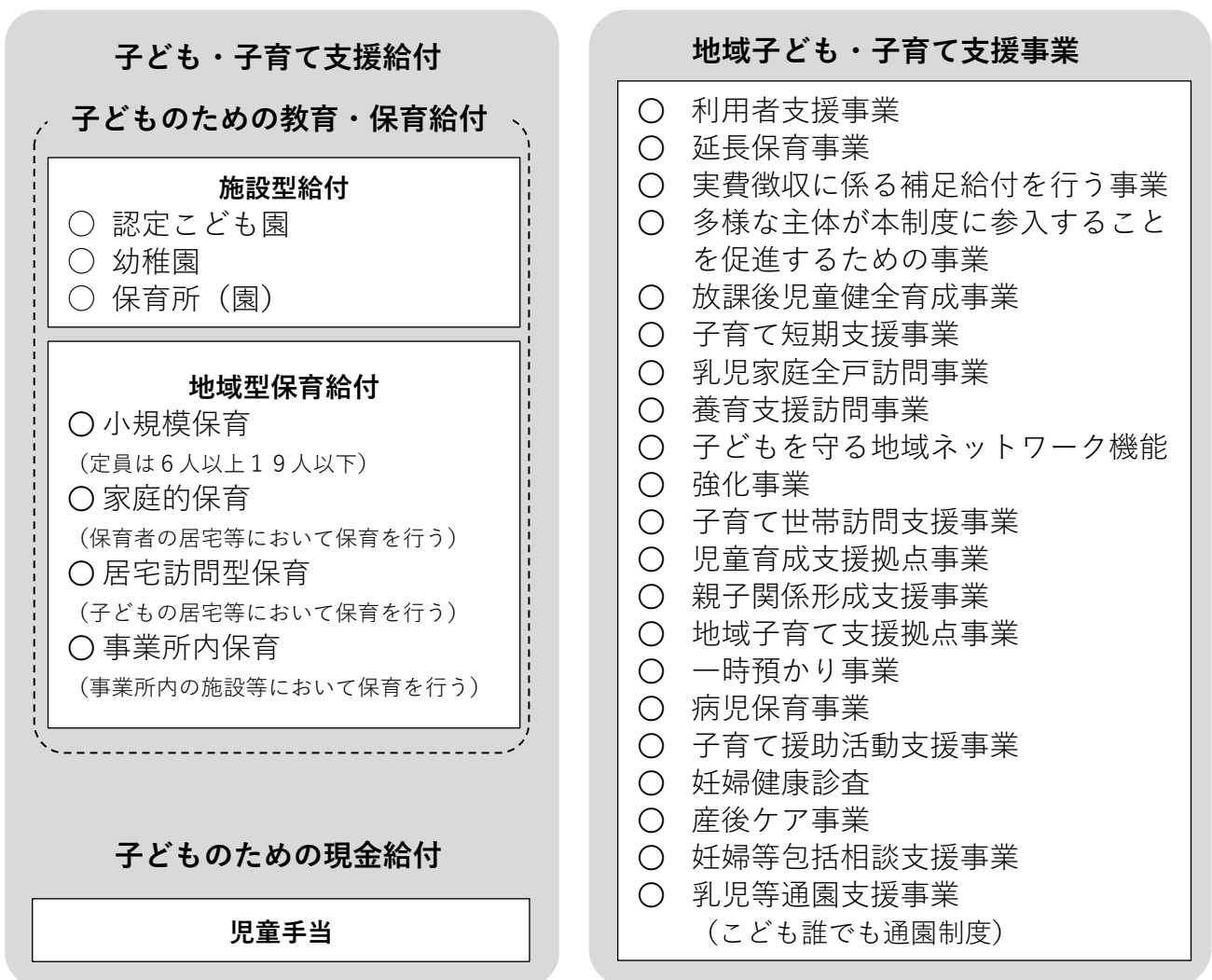
本章は、子ども・子育て支援事業計画における、子ども・子育て支援事業（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の事業の設定と需給状況について記載します。なお、令和7年度に策定した「第3期子ども・子育て支援事業計画」のため、令和7年度～令和11年度の見込みを記載しています。

## 1. 子ども・子育て支援事業の全体像

子ども・子育て支援法等に基づく制度は、教育・保育給付や児童給付（子どものための現金給付）等を一体的に提供する「子ども・子育て支援給付」と、市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。「子ども・子育て支援給付」は、認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた「施設型給付」と、小規模保育等を対象とした「地域型保育給付」から構成されます。

地域子ども・子育て支援事業においては、令和7年度から、「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」、「産後ケア事業」、「妊婦等包括相談支援事業」「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の6事業が新たに位置づけられます。

図表 33 子ども・子育て支援事業の全体像



## 2. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制等を計画する上での区域の単位のことであり、子ども・子育て支援法第61条第2項において規定されています。市町村は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案しながら、地域の実情に応じて事業ごとに定める必要があります。

本町においては、保育園は町全域が通園範囲であり、幼稚園も町全域からの利用となっているため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の事業について提供区域を分割することはせず、町全体を1つの区域として設定し、各事業の量の見込みと確保方策等を定めることとします。

## 3. 教育・保育の認定

子どもと子育て家庭が、認定こども園、幼稚園や保育園等の教育・保育施設及び事業を利用するにあたり、子ども・子育て支援新制度のもとでは、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定には大きく分けて1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育の必要性のほか、保育を必要とする時間、その他優先すべき事情等を勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

地域の人口構造や保護者の就労意向、教育・保育施設の利用状況や利用希望といった地域特性を十分に踏まえながら、必要な教育・保育の量の見込みと確保方策を計画します。

図表 34 乳幼児期の教育・保育の支給認定区分

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設及び事業
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		あり	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満	あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

#### 4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間内における教育・保育事業の現在の利用状況、児童数の推計及びニーズ調査の利用意向等を含めた「量の見込み」（ニーズ量）に対し、本町における教育・保育施設の提供体制を「確保方策」として下記のとおり定めます。

母親の就労状況といった観点では、フルタイムで就労する（希望する）母親の増加がみられ、子どもが減少している状況においても保育ニーズについては今後も高まることが想定されます。保育士不足といった全国的な課題に加え、配慮が必要な子どもに対応する体制を確保する必要があるため、保育士の確保に尽力することで、提供体制の確保を図り、併せて子どもたちが安心・安全に施設を利用できるよう、国等の各種補助事業を活用し、計画的に老朽化した施設の改築・改修、機能強化により、教育・保育環境の整備を行います。

図表 35 教育・保育の量の見込みと確保方策

(単位：人)

認定区分	年齢区分	量の見込み 確保方策	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
1号認定	3～5歳 (教育)	量の見込み	37	40	38	36	34	32
		確保方策	40	40	40	40	40	40
2号認定	3～5歳 (保育)	量の見込み	275	243	213	212	198	197
		確保方策	456	456	363	363	363	363
3号認定	0歳	量の見込み	33	31	30	30	30	29
		確保方策	29	29	33	33	33	33
	1歳	量の見込み	47	46	45	45	44	43
		確保方策	44	44	60	60	60	60
	2歳	量の見込み	59	79	72	71	70	69
		確保方策	46	46	79	79	79	79

## 5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 利用者支援事業

子ども及び保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や、地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるように、情報提供及び必要に応じて相談、助言等の援助を行う事業です。

本町では、行政窓口で一元的に保育園の入園の相談を始め、子育てに関する相談や受付、町公式 LINE、子育て支援アプリによる配信等情報提供を行っています。令和7年度に、「こども家庭センター」を設置し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、また、こどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供していきます。

#### こども家庭センター

令和4年6月の児童福祉法の改正により、市町村は「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。「こども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」の機能を一体的な組織として、「こども家庭センター」を設置することで、児童福祉・母子保健の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的としています。

図表 36 利用者支援事業の量の見込みと確保方策

区 分		R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み (か所)	基本型・特定型	-	-	-	-	-	-
	母子保健型	1	-	-	-	-	-
	こども家庭センター型	-	1	1	1	1	1
確保方策 (か所)	基本型・特定型	-	-	-	-	-	-
	母子保健型	1	-	-	-	-	-
	こども家庭センター型	-	1	1	1	1	1

### (2) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育の認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に保育園において保育を実施する事業です。

全保育園で実施しています。ニーズ調査結果から利用意向率は高く、今後も一定数の利用が見込まれるため、ニーズに合わせた受入体制の確保に努めます。

図表 37 延長保育事業（時間外保育事業）の量の見込みと確保方策

区 分		R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（人）		256	258	234	232	222	220
確保方策	利用者数（人）	256	260	240	240	230	230
	施設数（か所）	6	6	5	5	5	5

### (3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本町においては、実費徴収に関わる補足給付事業は実施していないため、本計画期間中の事業量を見込んでいませんが、本町の状況及び国の動向等を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

### (4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置や運営の促進を図る事業です。

本町においては、この事業は実施していないため、本計画期間中の事業量は見込んでいませんが、新規の事業所等ができた際は必要に応じて実施を検討します。

### (5) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

児童が帰宅しても保護者が就労等により不在の家庭のために、放課後等に児童を預かり、適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

辰野西小学校、東小学校、南小学校及び両小野小学校の4つの学童クラブを設置・運営しています。

図表 38 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保方策

区 分		R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の 見込み	低学年（1～3年）（人）	358	156	158	147	144	126
	高学年（4～6年）（人）		191	178	171	165	169
確保方策	低学年（1～3年）（人）	358	156	158	147	144	126
	高学年（4～6年）（人）		191	178	171	165	169
	施設数（か所）	4	4	4	4	4	4

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が疾病、その他の理由により、一時的に家庭で養育できなくなったとき、児童福祉施設等で預かります。

現在は児童養護施設「たかずやの里」（伊那市）と「つつじが丘学園」（岡谷市）の2施設に委託しています。引き続き、関係機関と連携しながら施設の確保に努めます。

図表 39 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の量の見込みと確保方策

区 分		R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（人日）		0	10	10	10	10	10
確保方策	利用者数（人日）	0	10	10	10	10	10
	施設数（か所）	2	2	2	2	2	2

## (7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後1～2か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。

妊婦や子育て家庭に寄り添って相談に応じ、必要な支援につなぐ「妊婦等包括相談支援事業」（利用者支援事業の「妊婦等包括相談支援事業型」と、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用の負担軽減を図る「経済的支援（妊婦のための支援給付）」における出産後の面談としても位置付けて実施しています。

図表 40 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策

区 分	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（人）	73	80	80	80	80	80
確保方策（人）	73	90	90	90	90	90

## (8) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、専門職がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

今後も継続して支援を行い、家庭での安定した養育が可能となるように努めます。

図表 41 養育支援家庭訪問事業の量の見込みと確保方策

区 分	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み (人)	40	60	80	80	80	80
確保方策 (人)	40	60	80	80	80	80

## (9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化と、構成員間の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応するための事業です。

本町では、要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議、実務者会議のほか、必要に応じて個別ケース会議を行い、児童の安全確保のための支援を図っています。

図表 42 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の量の見込み

区 分	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み						
代表者会議 (回)	1	1	1	1	1	1
実務者会議 (回)	4	4	4	4	4	4

## (10) 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭をヘルパーが訪問し、家事、育児等の支援を行う事業です。

支援を必要とする家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家庭や養育環境を整えることにより虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ取組を推進します。

図表 43 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策

区 分	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(人)	3	5	5	7	7	8
確保方策(人)	3	5	5	7	7	8

## (11) 児童育成支援拠点事業

児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

今後、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて量の見込みを設定します。

## (12) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施する事業です。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

ペアレント・トレーニングとして、1歳6か月から小学校入学前の子どもを持つ保護者を対象に実施してします。

図表 44 親子関係形成支援事業の量の見込みと確保方策

区 分	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(回)	8	8	8	8	8	8
確保方策(回)	8	8	8	8	8	8

### (13) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

子育て支援センター（ちびっこ愛ランド）として実施しています。また、施設内では、「町の保健室」として子育て相談員が相談に応じています。今後も利用者を増やすための取組みを進めるとともに、事業の周知を図り保護者のコミュニティとなる本事業を継続していきます。

図表 45 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

区 分		R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（人日）		7,828	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800
確保方策	利用者数（人日）	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
	施設数（か所）	1	1	1	1	1	1

### (14) 一時預かり事業

家庭において保育することが一時的に難しくなった乳幼児について、主として昼間に保育園その他の場所において一時的に預かり、保育を実施する事業です。

全保育園と子育て支援センターで実施しています。ニーズ調査結果から利用意向率は高く、今後も一定数の利用が見込まれるため、ニーズに合わせた受入体制の確保に努めます。

図表 46 一時預かり事業の量の見込みと確保方策

区 分		R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（人）		136	120	120	120	120	120
確保方策	利用者数（人）	136	140	120	120	120	120
	施設数（か所）	7	7	6	6	6	6

### (15) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

児童が病気または病気の回復期にあり、集団での保育が困難な児童が、病院・保育園等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する事業です。

現在、「病児保育室いちごハウス」（箕輪町）に委託して実施しており、今後も一定数の利用が見込まれるため、継続して実施します。ニーズ調査結果の利用意向率の向上及び令和7年に新たに開設する施設を踏まえ、実績より多い人数を見込んでいます。

図表 47 病児保育事業（病児・病後児保育事業）の量の見込みと確保方策

区 分		R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（人）		129	200	200	200	200	200
確保方策	利用者数（人）	129	250	250	250	250	250
	施設数（か所）	1	2	2	2	2	2

### (16) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

児童の預かり等の援助をする人（提供会員）と、援助をしてもらいたい人（依頼会員）の双方を会員として登録し、育児の援助活動に取り組む事業です。

事務局は子育て支援センター内にあります。依頼会員が必要な時に子育てのサポートを受けられるよう、受入体制を確保するとともに、事業の周知や提供会員の研修会等を開催し、資質向上を図ります。

図表 48 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）の量の見込みと確保方策

区 分		R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み（人）		140	100	100	100	100	100
確保方策（人）		150	150	150	150	150	150

## (17) 妊婦健康診査

母子保健法第13条の規定に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として、健康診査を行う事業です。妊婦健康診査の公費負担受診券を交付し、必要な健診を受けることにより妊娠期を健やかに安心して過ごせるよう支援しています。

図表 49 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策

区分	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(人)	85	90	90	90	90	90
確保方策(人)	90	90	90	90	90	90

## (18) 産後ケア事業

産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する事業です。安心して子育てができるよう、医療機関や助産所で母子の心身のケア、授乳や育児等の相談やサポートをします。

産後ケアを利用した場合の利用料の助成をしており、産後ケアを必要とする母子が安心して利用できるよう、今後も継続していきます。

図表 50 産後ケア事業の量の見込みと確保方策

区分	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(人)	13	15	15	15	15	15
確保方策(人)	13	15	15	15	15	15

## (19) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

母子健康手帳の発行時の全数面談や妊娠8か月アンケート時のフォローを通じて、出産に向けた切れ目のない支援を行います。

図表 51 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保方策

区分	R6 (実績)	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み(人)	146	160	160	160	160	160
確保方策(人)	146	180	180	180	180	180

(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育園等に通っていない0歳から2歳の子どもを対象に、良質な成育環境を提供するとともに、その保護者との面談を通じ適切な情報提供や支援を実施することにより、孤立した子育てを防ぐことを目的とし、親が就労していない場合でも保育園等で、時間単位でこどもを預けられる制度です。

本事業の実施に際し、常に保育士を確保できるよう努めます

図表 52 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと確保方策

区 分		R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	量の見込み（人日）			1	1	1	1
	確保方策（人日）			1	1	1	1
1歳	量の見込み（人日）			1	1	1	1
	確保方策（人日）			1	1	1	1
2歳	量の見込み（人日）			1	1	1	1
	確保方策（人日）			1	1	1	1



## 第6章 資料編

## 1. 本計画に係る全事業の一覧

施策	主な事業	担当課
1-1-1-1 母子の健康増進 (妊娠期)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ちびっこ愛ランド(子育て支援センター)の運営</li> <li>パパママ教室(出産準備講座)</li> <li>妊婦一般健康診査・歯科健診</li> <li>妊婦一般健康診査費用助成事業</li> <li>低所得妊婦に対する初回産科受診料助成事業</li> <li>多胎妊婦健康診査費用助成事業</li> <li>妊婦等包括相談支援</li> <li>母子健康手帳の交付</li> <li>辰野町低所得者妊婦初回産科受診料助成事業</li> <li>こども家庭センターの機能充実</li> <li>出産準備金</li> <li>マタニティ・子育て応援金事業</li> <li>マタニティタクシー利用助成事業</li> </ul>	子育て応援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>産前産後期間の国民健康保険税の減免</li> <li>産前産後期間の国民年金保険料の減免</li> <li>国民健康保険税の未就学児均等割軽減</li> </ul>	住民税務課
1-1-1-2 不妊・不育症治療の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>不妊・不育症治療費助成</li> </ul>	子育て応援課
1-1-1-3 地域の産科医療体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>辰野町開業医支援事業</li> </ul>	保健福祉課 子育て応援課
1-1-2-1 母子の健康増進(出産後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ちびっこ愛ランド(子育て支援センター)の設置運営</li> <li>産婦健康診査助成事業</li> <li>母乳相談等助成事業</li> <li>産後ケア事業</li> <li>乳幼児健診・育児相談</li> <li>乳児家庭全戸訪問</li> <li>新生児聴覚検査助成事業</li> <li>予防接種</li> <li>産後ママのための骨盤体操教室</li> <li>1か月児健康診査費用助成事業</li> </ul>	子育て応援課
1-1-2-2 健全な生活習慣の習得促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>パパママ教室</li> <li>乳幼児健診・育児相談</li> <li>離乳食教室</li> <li>すくすく相談室</li> <li>保育園の献立・たのしくたべようニュース配信</li> <li>地産地消</li> </ul>	保健福祉課 子育て応援課
1-1-3-1 保護者への育児支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯訪問支援事業</li> <li>養育支援訪問事業</li> <li>乳児家庭全戸訪問</li> <li>未熟児養育医療給付事業</li> <li>子育て短期支援事業</li> <li>園内使用済みおむつ回収事業</li> </ul>	子育て応援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>ブックスタート・セカンドブック事業</li> <li>絵本読み聞かせ講座等の図書館講座</li> </ul>	学びの支援課
1-1-3-2 乳幼児への・教育・保育の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園や幼稚園での地域療育相談と育児相談の実施</li> <li>市町村民税非課税世帯の子どもの保育料無償化</li> <li>多子世帯と低所得世帯の保育料負担軽減</li> <li>一時的保育</li> <li>おむつクーポン券支給事業</li> </ul>	子育て応援課 学校支援課
1-1-3-3 地域子ども・子育て支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファミリーサポートセンター事業</li> <li>子育て支援センター(ちびっこ愛ランド)</li> <li>病児・病後児保育</li> <li>子育て短期支援事業</li> <li>おひさま教室</li> <li>ペアレント・トレーニング</li> <li>子育て世帯訪問支援事業</li> <li>こども誰でも通園制度</li> </ul>	子育て応援課

施策	主な事業	担当課
1-1-4-1 保護者の交流機会と場の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>• パパママ教室</li> <li>• ちびっこ愛ランド(子育て支援センター)</li> </ul>	子育て応援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公民館講座「おちゃめクラブ」(未就園児を持つ保護者間の交流と悩み相談)</li> </ul>	学びの支援課
1-1-4-2 子育て・保育園等に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子育て支援アプリ「辰野ほっこりナビ」</li> <li>• 辰野町地域の情報広場「チラミル」</li> <li>• LINE</li> <li>• 保育・教育施設向け ICT サービス「コドモン」</li> </ul>	子育て応援課
1-1-4-3 子育てに関する相談窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町の保健室</li> <li>• すくすく相談室</li> <li>• すくすく心理相談室</li> <li>• ことばの相談室</li> <li>• 地域療育相談</li> <li>• 各保育園</li> </ul>	子育て応援課
1-2-1-1 探究的な学びの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全国学力・学習状況調査</li> <li>• キャリア教育</li> </ul>	学校支援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 辰野高校の各コースとの連携(シダレグリ・スポーツチャレンジ)</li> </ul>	学びの支援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 職業体験</li> <li>• ニュージーランド・ワイトモへのホームステイへの助成</li> </ul>	まちづくり政策課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中学生議会との連携</li> </ul>	全課
1-2-1-2 郷土への愛着と誇りを育む学びの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学生エール便</li> </ul>	まちづくり政策課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 給食への地元食材の活用及び郷土食の取り入れ</li> <li>• 郷土愛醸成のための副読本を利用した学び</li> </ul>	学校支援課
1-2-1-3 子どもの体力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新体力テストの実施</li> </ul>	学校支援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• レッツトライ親子スポーツスクール</li> </ul>	学びの支援課
1-2-1-4 きめ細かな教育・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ほっとサポート</li> <li>• 学用品費や学校給食費・修学旅行費等の援助(所得制限あり)</li> </ul>	学校支援課
1-2-1-5 安全・安心な教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設学校改修</li> <li>• 備品の購入</li> <li>• スクールバス運行</li> </ul>	学校支援課
1-2-2-1 人を思いやる豊かな心の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人権教育</li> <li>• 道徳教育の推進</li> <li>• Q-U 検査の実施</li> </ul>	学校支援課
1-2-2-2 不登校・不登校傾向の子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学びの支援教室「わたげ」</li> <li>• 学びの支援教室「たつのご学舎<sup>26</sup>」</li> <li>• 校内教育支援センター</li> <li>• 不登校児童生徒対象の相談室設置</li> <li>• 集団再適応</li> <li>• 自立を援助する学習</li> <li>• 生活指導等を実施・不登校児童生徒の保護者に対する相談活動の実施</li> <li>• 巡回就学相談</li> </ul>	学校支援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CRAFT 講座<sup>27</sup></li> </ul>	子育て応援課
1-3-1-1 就労相談・再雇用支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 辰野町無料職業紹介所の運営</li> <li>• 求人・事業者紹介サイト「たつのシゴト」</li> <li>• ハローワークとの共催による町内事業者との面接会(伊那チャレ面接会)</li> <li>• 町内高校・短大への町内企業による企業ガイダンス・インターンシップ</li> <li>• 女性のテレワーク就業支援</li> </ul>	産業振興課

<sup>26</sup> わたげ/たつのご学舎：不登校傾向にある児童生徒に対して、辰野町が設置している「学びの支援教室」の名称。個々のペースに合わせた学習支援や、心理的な居場所の提供を行っている。

<sup>27</sup> CRAFT(クラフト)講座：ひきこもりや不登校等の状態にあり、支援を拒否している当事者の「家族」を対象としたプログラム。家族が当事者との適切な接し方やコミュニケーションの手法を学ぶことを目的とする。

施策	主な事業	担当課
1-3-1-2 結婚支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>婚活サポート「お結び」</li> <li>オリジナル婚姻届</li> <li>結婚マッチングシステム登録補助金</li> <li>結婚新生活支援事業補助金</li> <li>定住促進空き家改修費等補助金</li> <li>空き家バンク</li> <li>空き家バンク仲介手数料補助金</li> <li>定住促進奨励金</li> <li>住宅リフォーム補助金</li> </ul>	まちづくり政策課
1-3-2-1 多様な働き方が認められる環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性のテレワーク就業支援</li> <li>企業への育休取得促進</li> </ul>	産業振興課
1-3-2-2 ライフプラン／キャリアプランを立てる力の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>たつの・女性しごと相談室</li> <li>就労者を対象としたワークショップの開催</li> <li>プレコンセプションケア（相談）</li> </ul>	まちづくり政策課 産業振興課 子育て応援課
1-3-2-3 若者の多様な働き方・地域との関わり方の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>創業塾開催支援</li> </ul>	産業振興課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>リターン希望者への相談支援</li> </ul>	まちづくり政策課
2-1-1-1 生活にかかる経済的支援・相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費特別給付金（福祉医療・乳幼児）</li> </ul>	保健福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当の給付</li> <li>児童扶養手当の給付</li> <li>可燃ごみ袋のプレゼント</li> <li>ながの子育て家庭優待パスポート</li> <li>ほたるこども食堂（相談）</li> </ul>	子育て応援課
2-1-1-2 教育・保育にかかる経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>奨学金返還支援補助金</li> </ul>	まちづくり政策課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育料軽減事業</li> </ul>	子育て応援課
2-1-1-3 生活困窮家庭等の子どもの学習・生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習支援教室（子どもの学習・生活支援事業等）への接続</li> <li>生活や進路についての相談</li> </ul>	子育て応援課 学校支援課
2-1-2-1 ひとり親家庭への経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費特別給付金（福祉医療・母子父子）</li> </ul>	保健福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学援助制度</li> <li>児童扶養手当</li> <li>保育料等の軽減</li> <li>学童クラブ利用料の減額</li> </ul>	子育て応援課 学校支援課
2-1-2-2 ひとり親家庭への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親向けキャリア講習会</li> <li>町内企業の職場見学</li> </ul>	産業振興課
2-1-2-3 ひとり親家庭への相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親世帯への訪問事業</li> </ul>	子育て応援課
2-1-3-1 障がい等のある子どもの早期発見・早期支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>辰野町要保護児童対策地域協議会の開催</li> <li>就学に関する相談</li> <li>地域療育</li> <li>おひさま教室</li> <li>乳幼児健診・育児相談</li> <li>すくすく心理相談室</li> <li>ことばの相談室</li> </ul>	子育て応援課
2-1-3-2 障がい等のある子どもの教育・保育及び療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳の交付</li> <li>障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）</li> <li>タイムケア</li> <li>＊移動支援</li> </ul>	保健福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援保育士の配置</li> </ul>	子育て応援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育支援員</li> <li>学びの支援教室「たつのこ学舎」</li> </ul>	学校支援課

施策	主な事業	担当課
2-1-3-3 障がい等のある子どもの 家庭への経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽度・中等度難聴児補聴器購入等助成事業</li> <li>特別児童扶養手当の給付</li> <li>障害児福祉手当の給付</li> <li>難病・小児慢性特定疾患対象者福祉手当の給付</li> <li>心身障害者扶養共済制度掛金補助</li> <li>交通費の補助（通所通園等推進事業）</li> <li>日常生活用具の給付・貸与、補装具費の給付</li> </ul>	保健福祉課
2-1-3-4 障がい者の就労・社会参画 の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジョブコーチ・トライアル雇用等の各種制度の利用促進</li> <li>企業への障がい者雇用への理解促進</li> <li>障害福祉サービス等（給付事業）支給決定</li> <li>地域活動支援センターの運営</li> <li>信州パーキングパーミット制度</li> </ul>	保健福祉課
2-1-4-1 児童虐待リスク軽減のため の家庭支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯訪問支援事業</li> <li>養育支援訪問事業</li> <li>子育て短期支援事業</li> </ul>	子育て応援課
2-1-4-2 困難な状況（配偶者暴力、ヤ ングケアラー等）にある子ど も・若者と家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性相談</li> <li>生活困窮等相談窓口</li> <li>子育て世帯訪問支援事業</li> <li>生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業等）への接続</li> <li>ヤングケアラーの相談窓口</li> </ul>	保健福祉課 子育て応援課
2-1-4-3 啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待防止推進月間に合わせた広報・啓発</li> <li>人権教育の推進</li> </ul>	子育て応援課 学校支援課
2-1-5-1 学校中退や家居の状態にある 子ども・若者への早期支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもり専用ダイヤル</li> <li>訪問・面談支援</li> <li>すくすく心理相談室</li> </ul>	保健福祉課 子育て応援課
2-1-5-2 社会的理解の促進と連携 体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひきこもりについての講演会の開催</li> <li>関係機関連携会議の開催</li> <li>ひきこもり専用ダイヤル</li> <li>訪問・面談支援</li> </ul>	保健福祉課
2-1-6-1 SOS の出し方に関する教育 の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>「SOS の出し方」に関する教材提供</li> <li>ゲートキーパー養成講座</li> <li>「SOS の出し方」冊子の配布及び小学5、6年生・中学生の授業実施</li> </ul>	保健福祉課 学校支援課
2-1-6-2 こころの健康といのちの 相談体制の整備と周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>いのちを支える自殺対策推進本部会・幹事会の開催</li> <li>自殺対策協議会（仮称）の設置と開催</li> <li>ゲートキーパー養成</li> <li>こころの相談専用ダイヤル</li> <li>こころの健康づくり講演会</li> <li>こころの相談室</li> <li>心と体の相談室設置</li> </ul>	保健福祉課 学校支援課
2-1-6-3 子どもを犯罪から守る取組 の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>辰野町防犯協会連合会と協力し、「こどもを守る安心の家」のぼり旗・ボールの配付とパトロールによる見守り</li> <li>薬物乱用防止の意識の高揚と正しい知識の普及</li> </ul>	総務課 保健福祉課 子育て応援課 学校支援課
3-1-1-1 子ども自身に対する啓発・ 学習支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>出前講座等の開催</li> <li>総合的な人権教育・人権啓発の推進</li> <li>SOS の出し方教育の実施</li> <li>関係機関とのつながりの構築</li> <li>いじめ防止対策事業、教育相談（いじめ含む）</li> <li>若者消費トラブル防止啓発事業の実施</li> </ul>	子育て応援課 学校支援課
3-1-1-2 住民に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て応援フェスの開催</li> <li>人権に対する講演会や道徳授業の開催</li> </ul>	子育て応援課 学びの支援課
3-1-2-1 町政・地域づくりへの 子どもの参画機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが参画する意見表明の機会の設置</li> <li>様々な媒体を用いた情報発信</li> <li>社会を明るくする運動北部大会での社明作文の発表</li> </ul>	子育て応援課 総務課
3-2-1-1 学校と家庭、地域による	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭教育学級の推進</li> <li>学校支援ボランティア推進事業</li> </ul>	学校支援課

施策	主な事業	担当課
協働の充実		
3-2-1-2 部活動の地域連携や地域 クラブ活動への展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>部活動の地域展開</li> </ul>	学びの支援課
3-2-1-3 地域ぐるみの青少年育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが育つネットワーク委員会</li> </ul>	学校支援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援マスター部会</li> <li>子育て支援マスターによる店舗等の巡回活動</li> <li>「全国青少年健全育成強調月間」の街頭啓発活動の実施</li> </ul>	学びの支援課
3-2-2-1 子ども・若者が安心できる 居場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども食堂等の居場所づくりを行う地域・NPO等の団体へ運営費を補助</li> <li>フリースクールの運営補助</li> </ul>	子育て応援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>学童クラブの運営</li> </ul>	学校支援課
3-2-2-2 若者が社会参画できる機会 の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユースセンターの設置検討</li> </ul>	子育て応援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域づくり活動への助成</li> </ul>	まちづくり政策課
3-3-1-1 子どもの見守り・通学路等 の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学路のパトロールと危険箇所点検</li> <li>地域と連携した子どもの見守り</li> </ul>	総務課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通防犯教育の実施</li> <li>散歩道・通学路等の危険箇所点検及びパトロール</li> </ul>	学校支援課 建設水道課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園での交通・防犯訓練の実施</li> </ul>	子育て応援課
3-3-1-2 公園・公共施設等の整備に よる安全性と快適性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園遊具定期点検業務</li> <li>都市公園立木伐採業務</li> </ul>	建設水道課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園等施設の整備</li> </ul>	子育て応援課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>荒神山スポーツ公園の環境整備</li> </ul>	学びの支援課

## 2. 計画の策定経過

日付	策定プロセス	内容
令和7年 7月8日	第1回子ども・子育て会議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 委嘱書交付</li> <li>2. 子ども・子育て会議（経過等）について</li> <li>3. 辰野町こども計画（仮称）の策定について</li> <li>4. こどもの生活状況調査について</li> <li>5. 子どもの権利条例について</li> </ol>
7月20日～ 8月11日	こどもの生活実態調査	<p>【調査対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の小学1年生・5年生、中学2年生、16-17歳の保護者</li> <li>・町内の小学5年生児童</li> <li>・町内の中学2年生生徒</li> <li>・町内に住む16-17歳のこども</li> </ul>
11月18日	第2回子ども・子育て会議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. こどもの生活実態調査結果について</li> <li>2. こども計画（骨子案）について</li> </ol>
令和8年 2月2日	第3回子ども・子育て会議	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. こども計画（素案）について</li> <li>2. こども意見ひろばについて</li> </ol>
2月17日～ 3月16日	パブリックコメントの実施	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. こども計画（案）について</li> </ol>

### 3. 辰野町子ども・子育て会議 委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	氏名	所属・役職
1	翠川 俊一	辰野町PTA連合会 会長 (辰野西小学校)
2	岡森 美晴	保育園保護者協議会 会長 (東部保育園)
3	久保田 愛	学童クラブ保護者会 会長 (東学童クラブ)
4	赤間 公子	信州豊南短期大学 幼児教育学科教授 (学科長)
5	倉科 正豊	聖ヨゼフ幼稚園 園長
6	齊藤 美幸	長野県辰野高等学校 教頭
7	尾戸 仁美	つくば開成学園高等学校 (教諭)
8	宮原 俊一	辰野町校長会 会長 (辰野南小学校)
9	小澤久仁子	主任児童委員 代表
10	有井 直美	学童クラブ支援員 代表
11	赤羽 美香	辰野町社会福祉協議会 事務局次長補佐
12	古村 幹夫	辰野町議会 福祉教育常任委員
13	林 まどか	識者 (令和6年度子ども・子育て会議会長)
14	有賀美智代	中央保育園 園長
15	大久保智恵	子育て支援センター長/病児・病後児保育施設長

No.	氏名	所属・役職
1	武居 保男	町 長
2	中谷 俊禎	副町長

(委員任期：令和8年3月31日まで)

## 4. 子ども・子育て会議規約

○辰野町子ども・子育て会議設置要綱

平成 26 年 1 月 30 日

告示第 1 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について調査審議するに当たり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、辰野町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 辰野町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 法における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し識見を有する者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

(会長)

第 5 条 会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が必要に応じて招集しその議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、町長が行う。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(傍聴の取扱い)

第 7 条 会議は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子育て応援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年1月19日告示第1号)

この告示は、公布の日から施行する。



## 辰野町 こども計画

発行：辰野町  
編集：子育て応援課 こども保育係 辰野町役場庁舎 1 階  
所在地：〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央 1 番地  
電話番号：0266-41-1111  
ファックス：0266-43-3307

表紙イラスト：辰野高校 2 年 近藤春菜さん





辰野町  
Tatsuno Town